

# 自治体基盤クラウドシステム で広がる行政サービス

～コンビニ交付サービスをもっと身近に  
大規模災害に備え安心安全を御提供します～



地方公共団体情報システム機構  
ICTイノベーションセンター研究開発部

## 自治体情報システムの標準化・共通化

### 【これまでの取組・現状】

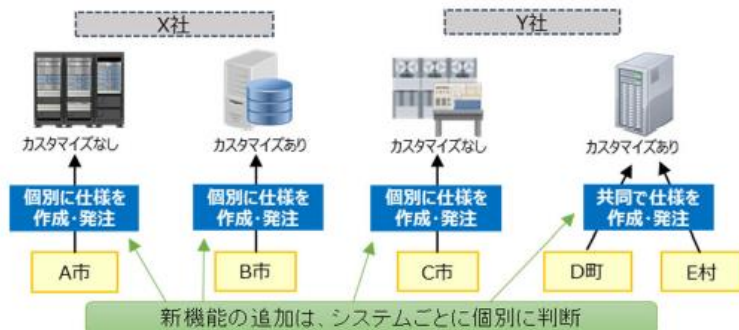
- 自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われていることにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい
 といった課題。
- このような状況を踏まえ、自治体に対して標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。（令和3年法律第40号）

### 【目標・成果イメージ】

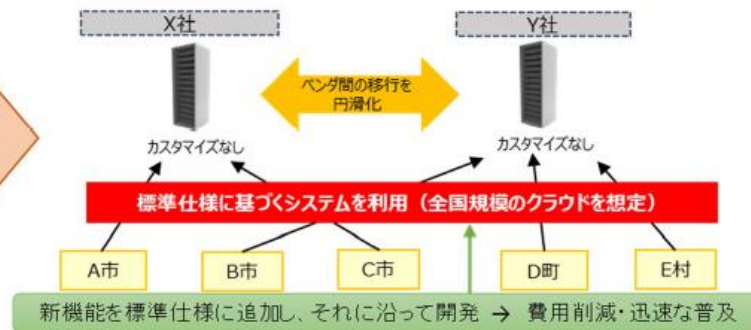
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することができるよう、標準仕様の作成や必要な工程等をまとめた手順書の公表をはじめ、標準化基準への適合性確認方法の検討や自治体における進捗状況の把握・助言などを行う。

### 情報システムの標準化イメージ

#### 【標準化前】



#### 【標準化後】



## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

### 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

### 概要

#### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

#### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

#### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

#### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

#### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

#### ⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる



# デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



## 実現すべき改革の方向性

国民と政府）/国と自治体）

⇒政府は国民に寄り添うという視点で直接結びつき、国民は政府に直接働きかけができる制度・ITシステムの構造（デジタルの発展で可能に。実現しつつある国も）

⇒国・自治体一体のシステム構築

社会）

⇒健康・医療、教育、防災、こどもの保護、決済インフラなどの主要（準公共）分野をデジタルで転換

⇒サプライサイドベース・画一的なサービスから、デマンドベース・個別サービスへ

⇒企業や地域を越えた共通的なデータ活用基盤を整備

産業）

⇒規制改革を行い、デジタル時代に相応しいサービスが次々生まれる環境へ

人材）

⇒官民の資金の大学等への流れを強化し、企業側が専門性に応じた高い給与を支払う流れを作り、需給構造を一新

政府）

⇒人材、資金、政策形成・評価の主要な側面で抜本改革  
・人材：世界レベルの人材が政府に  
・資金：世界レベルのシステム構築が可能な資金方式へ  
・データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）

# デジタルにより行政や準公共分野はどう変わるのか

- 少子高齢化が進展する我が国において、地方のサービスを維持していくためのコストは増大。 さらに、多様なニーズにも対応していくことも重要。
- デジタル社会共通基盤を構築し、デジタル技術を活用することで、サービス提供のコストを下げ、デジタルの力で十分なサービスを効率的に提供できる政府を構築する必要。
- さらに、国・自治体間、官民でのデータ連携を進め、ひとりひとりのユーザーに伝えるサービスが、個人やスタートアップを含めた多様な主体によって提供されるようにしていく必要。

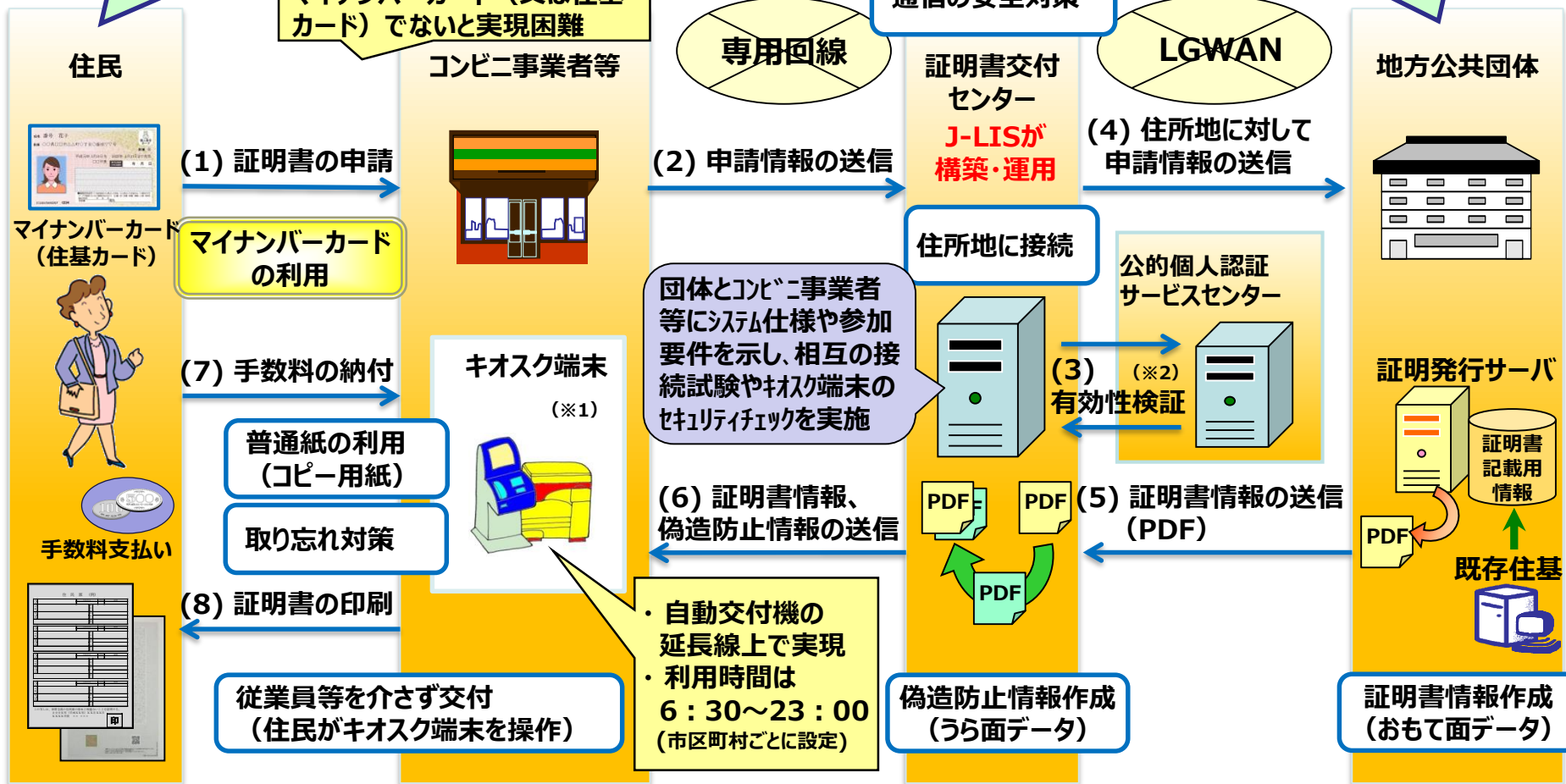
- ➡ 教育、医療・健康、防災、モビリティなどの準公共分野の再設計に当たって、重点テーマを決め、制度・システムを一体的に見直していくが必要なのではないか。  
(例. GIGAスクールのデジタル基盤やルール整備、個人に応じたコンテンツ提供の実現など) また、「こども」などの重要課題にも対応するべきではないか。
- ➡ デジタル国家を実現するために不可欠な、デジタル時代に見合った行政（体制、調達、政策形成、評価など）のあり方を実現することが必要なのではないか。
- ➡ 国・自治体・民間の役割について、5Gはじめ、国がデジタル社会基盤の整備を進めるとともに、変革後の行政サービス、準公共サービスを、デジタル田園都市構想の中で、具体的に実現していくことが必要ではないか。

# コンビニ交付のイメージ

お住まいの市区町村でなくても「いつでも・どこでも・すぐに」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

全国共通の仕様が必須であり、マイナンバーカード（又は住基カード）でないと実現困難



(※1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。  
 (※2) マイナンバーカードで公的個人認証方式利用の場合。



# 市区町村の参加状況

(令和4年3月15日現在)

都道府県	参加団体数	総団体数	参加率	参加団体	都道府県	参加団体数	総団体数	参加率	参加団体
北海道	26	179	15%	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 苫小牧市 美瑛市 江別市 千歳市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 石狩市 七飯町 東神楽町 東川町 上富良野町 幌延町 音更町 釧路町 標葉町 中標津町	滋賀県	19	19	100%	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 栗荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
青森県	5	40	13%	青森市 八戸市 深浦町 鶴田町 六戸町	京都府	14	26	54%	京都市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 久御山町 精華町 和束町
岩手県	13	33	39%	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 一関市 釜石市 奥州市 紫波町 矢巾町 山田町 洋野町	大阪府	36	43	84%	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 能勢町 熊取町 河南町
宮城県	19	35	54%	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 柴田町 亘理町 利府町 大和町 大衡村 美里町 南三陸町	兵庫県	36	41	88%	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 豊岡市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 多可町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 香美町 上郡町
秋田県	11	25	44%	秋田市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 北秋田市 仙北市 小坂町 羽後町 東成瀬村	奈良県	24	39	62%	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 吉野町 大淀町
山形県	9	35	26%	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 庄内町	和歌山県	10	30	33%	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 紀の川市 紀美野町 有田川町 白浜町 上富田町
福島県	28	59	47%	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 石川町 玉川村 浅川町 三春町 広野町 橋本町 富岡町 大熊町 双葉町 葛尾村	鳥取県	8	19	42%	鳥取市 米子市 倉吉市 岩美町 智頭町 八頭町 琴浦町 日南町
茨城県	42	44	95%	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎町 下妻市 常総市 常陸太田市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 かつみがら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つばまがら市 小美玉市 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 利根町	島根県	6	19	32%	松江市 浜田市 出雲市 益田市 安来市 雲南市
栃木県	22	25	88%	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 下野市 上三川町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町	岡山県	21	27	78%	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 鏡野町 久米南町 美咲町 吉備中央町
群馬県	12	35	34%	前橋市 高崎市 伊勢崎市 沼田市 館林市 富岡市 みどり市 吉岡町 嬬恋村 東吾妻町 玉村町 邑楽町	広島県	15	23	65%	広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 世羅町
埼玉県	48	63	76%	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 白高市 吉川市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 嵐山町 小川町 川島町 吉貝町 鳩山町 ときがわ町 小栗野町 高麗町 宮代町 杉戸町	山口県	14	19	74%	下関市 宇部市 山口市 秋市 防府市 下松市 岩国市 光市 長門市 柳井市 美祢市 周南市 山陽小野田市 周防大島町
千葉県	41	54	76%	千葉市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑺市 香取市 山武市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 芝山町 横芝光町 睦沢町 長生村 長柄町	徳島県	10	24	42%	徳島市 鳴門市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 松茂町 藍住町 板野町
東京都	49	62	79%	全23区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市	香川県	9	17	53%	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町
神奈川県	30	33	91%	横浜市 川崎市 相模原市 横浜須賀 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村	愛媛県	9	20	45%	松山市 今治市 宇和島市 新居浜市 西条市 伊予市 東温市 松前町 砥部町
新潟県	14	30	47%	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 出雲崎町	高知県	8	34	24%	南国市 宿毛市 香南市 安田町 大豊町 土佐町 いの町 仁淀川町
富山県	10	15	67%	富山市 高岡市 魚津市 氷見市 黒部市 南砺市 射水市 舟橋村 上市町 立山町	福岡県	39	60	65%	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 柳川市 八女市 行橋市 豊前市 筑紫野市 春日市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 宮若市 みやま市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 鞍手町 大刀洗町 広川町 香春町 福智町 刈田町 みやこ町 上毛町 築上町
石川県	15	19	79%	金沢市 七尾市 小松市 輪島市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 津幡町 志賀町 宝達志水町 中能登町 能登町	佐賀県	12	20	60%	佐賀市 唐津市 鳥栖市 武雄市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町
福井県	11	17	65%	福井市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 若狭町	長崎県	6	21	29%	長崎市 佐世保市 大村市 西海市 長与町 佐々町
山梨県	19	27	70%	甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 韭崎市 南アルプス市 北本市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 川上郷町 身延町 南都町 富士川町 昭和町 忍野村 山中湖村 富士河口湖町	熊本県	18	45	40%	熊本市 八代市 人吉市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 南関町 大津町 菊陽町 小国町 高森町 嘉島町 益城町
長野県	39	77	51%	長野市 松本市 上田市 南谷市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南牧村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 富田村 松川町 高森町 阿智村 豊丘村 大桑村 木曾町 山形村 山ノ内町	大分県	9	18	50%	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 宇佐市 国東市 玖珠町
岐阜県	14	42	33%	岐阜市 大垣市 高山市 関市 羽島市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 本巣市 下呂市 海津市 養老町 垂井町	宮崎県	12	26	46%	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 新富町 川南町
静岡県	31	35	89%	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 西伊豆町 函南町 清水町 袋井町 小山町 吉田町 川根本町	鹿児島県	13	43	30%	鹿児島市 鹿屋市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 始良市 肝付町 龍郷町
愛知県	36	54	67%	豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 大山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 北名古屋 市 みよし市 長久手市 日進市 豊山町 大口町 扶桑町 幸田町	沖縄県	18	41	44%	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 与那原町 南風原町 八重瀬町
三重県	19	29	66%	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 いなべ市 志摩市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 川越町 明和町 玉城町 南伊勢町 紀北町	合計	929	1,741	53%	対象人口 11,121万人 ※市区町村名は、左から建制順に記載

# 参加団体と設置拠点数

(令和4年3月15日確定値)

参加団体数及び各種証明書への取組団体数

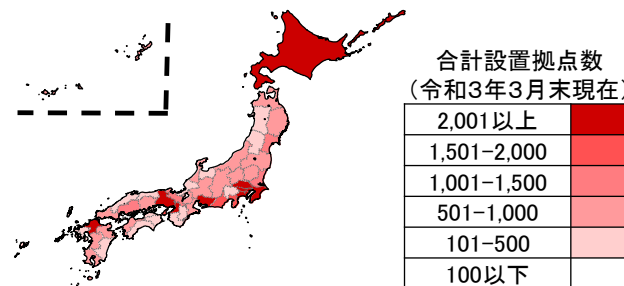
※各種税証明・・・所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書など

		提供サービス							
		住民票の 写し	住民票記載 事項証明書	印鑑登録 証明書	各種税 証明書	戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
						(住≠本)	(住≠本)		
参加団体数	929	929	166	929	667	606	494	555	462
取組比率	-	100%	18%	100%	72%	65%	53%	60%	50%

キオスク端末設置拠点数 全国56,000超の拠点でコンビニ交付がご利用できます。

業態	事業者名	拠点数	開始年月	月間交付通数(2月)	業態	事業者名	拠点数	開始年月	月間交付通数(2月)		
コンビニエンスストア	セブン-イレブン	20,723	H22. 2. 2	685,100	地方スーパー	銀ビルストアー	4	H31. 4.17	2 0.0%		
	ローソン	13,606	H25. 4. 4	254,023		仁科百貨店	13	R1. 6.19	5 0.0%		
	ファミリーマート	16,250	H25. 9. 2	312,226		ラルズ	52	R1. 6.19	68 0.0%		
	セイコーマート	1,156	H26. 9. 1	3,085		オークワ	34	R1. 6.19	49 0.0%		
	ミニストップ	1,922	H28.12.21	19,865		ブラファッションセンター	1	R1. 9.18	3 0.0%		
	ポプラ	127	H29. 9.22	610		ユニバース	58	R1. 9.18	116 0.0%		
	光洋ショップ-プラス	1	R1.12.18	4		タカヤナギ	2	R2. 4.15	3 0.0%		
	ハセガワストア	12	R3. 5.19	4		道南ラルズ	1	R3. 5.19	1 0.0%		
	タイエー	3	R3. 8.12	0		ウエルシア薬局	49	H30. 2.13	84 0.0%		
	郵便	日本郵便	57	H29.10. 2		219	ドラッグストア	中部薬品	63	H31.4.17	12 0.0%
イオンリテール		362	H26. 9. 1	3,180	クリエイトエス・ディー	5		R1.5.15	9 0.0%		
エコーブ鹿児島		3	H27. 7.16	41	サッポロドラッグストアー	100		R1. 6.19	70 0.0%		
イオン北海道		74	H29.11. 1	281	ココカラファインヘルスケア	129		R1. 7.17	58 0.0%		
イオン九州		279	H30. 7. 2	665	DCMダイキ	1		H30.12.17	0 0.0%		
イオン琉球		35	H30.10.22	141	島忠	12		H31. 2.20	25 0.0%		
光洋		32	H30.11.19	106	携帯ショップ	KDDI株式会社		6	R4. 1.19	0 0.0%	
イオン東北		47	H31. 1. 9	270		団体		市区町村庁舎 (146団体)	252	H27. 7.20	48,833 4.0%
マックスバリュ南東北		6	H31. 4.17	10		合計		56,285	1,330,927		
福井県民生活協同組合		8	R2. 3.18	9							
マックスバリュ東海	206	R2. 7.15	281								
マックスバリュ西日本	251	R2. 8.19	483								
生活協同組合コープしが	1	R3. 3.17	8								
平和堂	107	H30. 3.22	599								
地方スーパー	丸久	25	H30. 7.10	35							
	マルトグループホールディングス	2	H30. 9. 1	4							
	フジ	8	H31. 1.25	15							
	スパーク	6	H31. 3.20	4							
	カスミ	155	H31. 4.17	321							

※拠点数は令和3年9月末現在の数値。

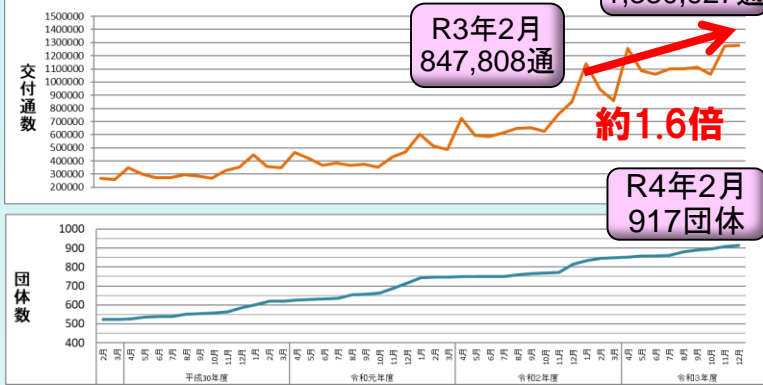




# コンビニ交付の利用状況

(令和4年3月15日確定値)

## 月別交付通数・団体数の推移



## 過去14カ月の月別交付通数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
合計	757,917	847,808	1,142,475	945,594	859,248	1,255,355	1,086,394
団体数	773	816	835	847	850	853	857
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
合計	1,061,381	1,099,169	1,098,786	1,113,854	1,059,709	1,272,637	1,330,927
団体数	858	863	881	889	897	908	917

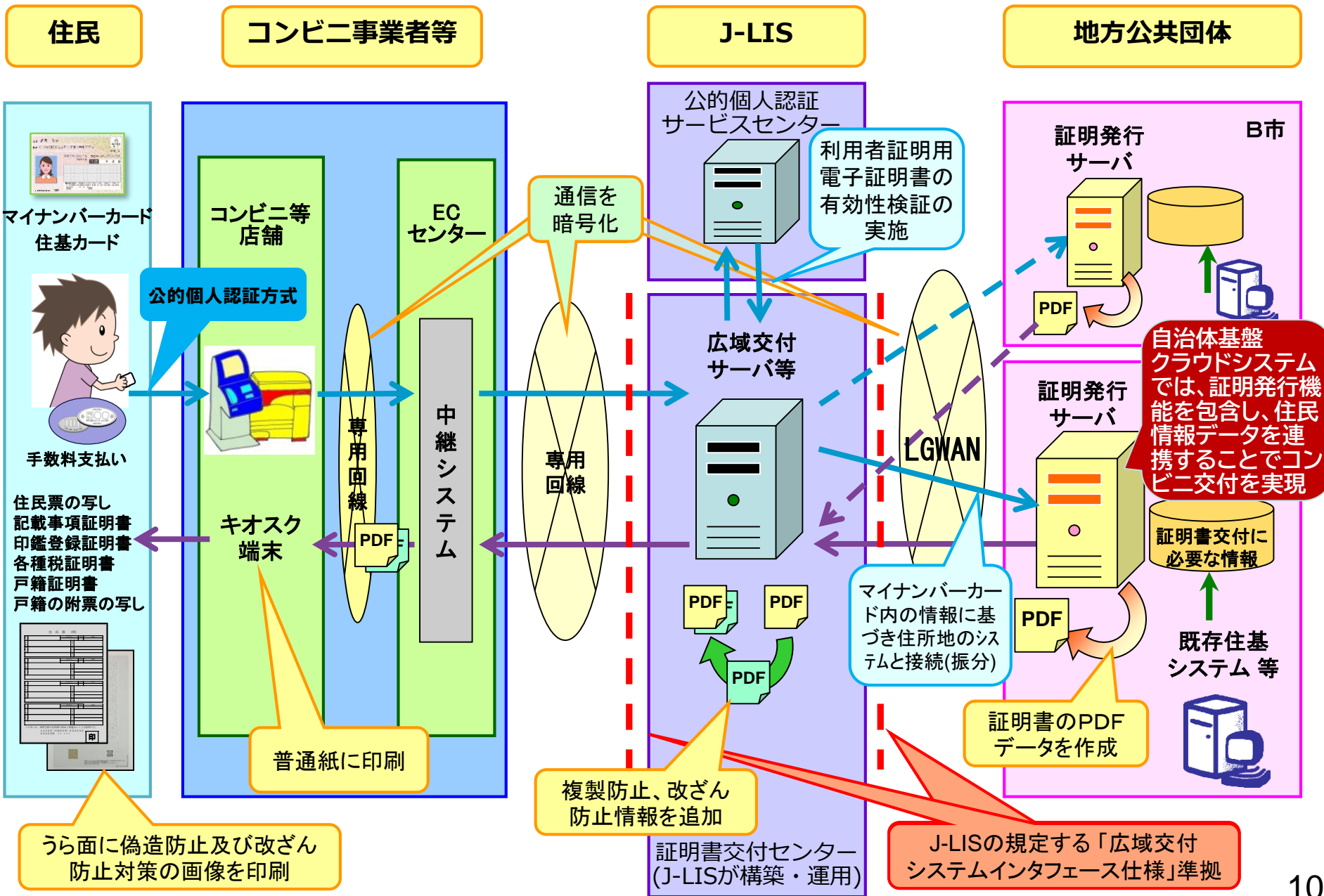
## 年度別交付通数

種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計
住民票	748,120	1,273,482	1,773,227	2,386,613	4,100,191	6,108,575	17,619,558
住記載	6,310	14,418	22,577	31,693	51,625	79,103	209,427
印鑑	664,150	1,086,277	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,207,656	13,359,205
税	87,051	175,996	255,328	338,597	530,124	900,069	2,380,725
戸籍	47,196	112,206	192,234	300,519	493,285	814,291	2,012,552
附票	5,714	11,869	17,575	27,324	44,523	73,360	187,023
合計	1,558,541	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514	12,183,054	35,777,490

## 交付割合(交付通数の多い市区町村 - 令和4年2月実績 - )

	全国	横浜市	大阪市	神戸市	世田谷区	福岡市
月間交付通数	1,330,927	50,114	45,598	31,616	28,021	22,866
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	49.9%	50.5%	49.7%	41.4%	37.9%	44.2%
他市区町村でのコンビニ交付割合	19.4%	12.9%	12.9%	12.9%	19.9%	11.8%

# コンビニにおける証明書等の交付の概要



# 自治体基盤クラウドシステム のご案内

コンビニ交付サービス等の導入に関する新しい情報基盤サービス御提供についてのお知らせです。

(令和3年11月4日付、都道府県経由で御案内済みです※)

※令和3年11月4日付け各市区町村住民基本台帳担当課及び社会保障・税番号制度主管課宛て通知

住民情報のバックアップで安心、便利なコンビニ交付サービスと共にご提供します

住民情報データを自治体基盤クラウドシステムに連携するだけで、コンビニ交付サービスも被災者支援システムもご利用いただけます。

## 自治体基盤クラウド(BCL)のメリット

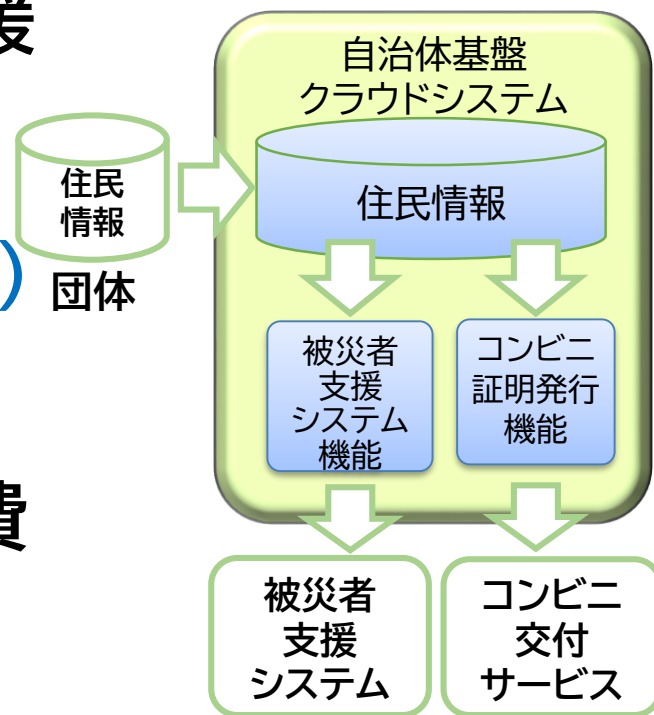
■住民情報クラウド化と被災者支援システムで**大規模災害時も安心**

■コンビニ交付の導入・運用経費は**従来比大幅減(約4割～7割減)**

■自前の**証明発行用設備は不要**  
(1通180円で利用可能、小規模団体でも導入容易)

■**地財措置等活用**で導入・運用経費負担を軽減

(特別交付税(1/2)、新型コロナウイルス臨時交付金(国10/10)の対象として措置が可能)



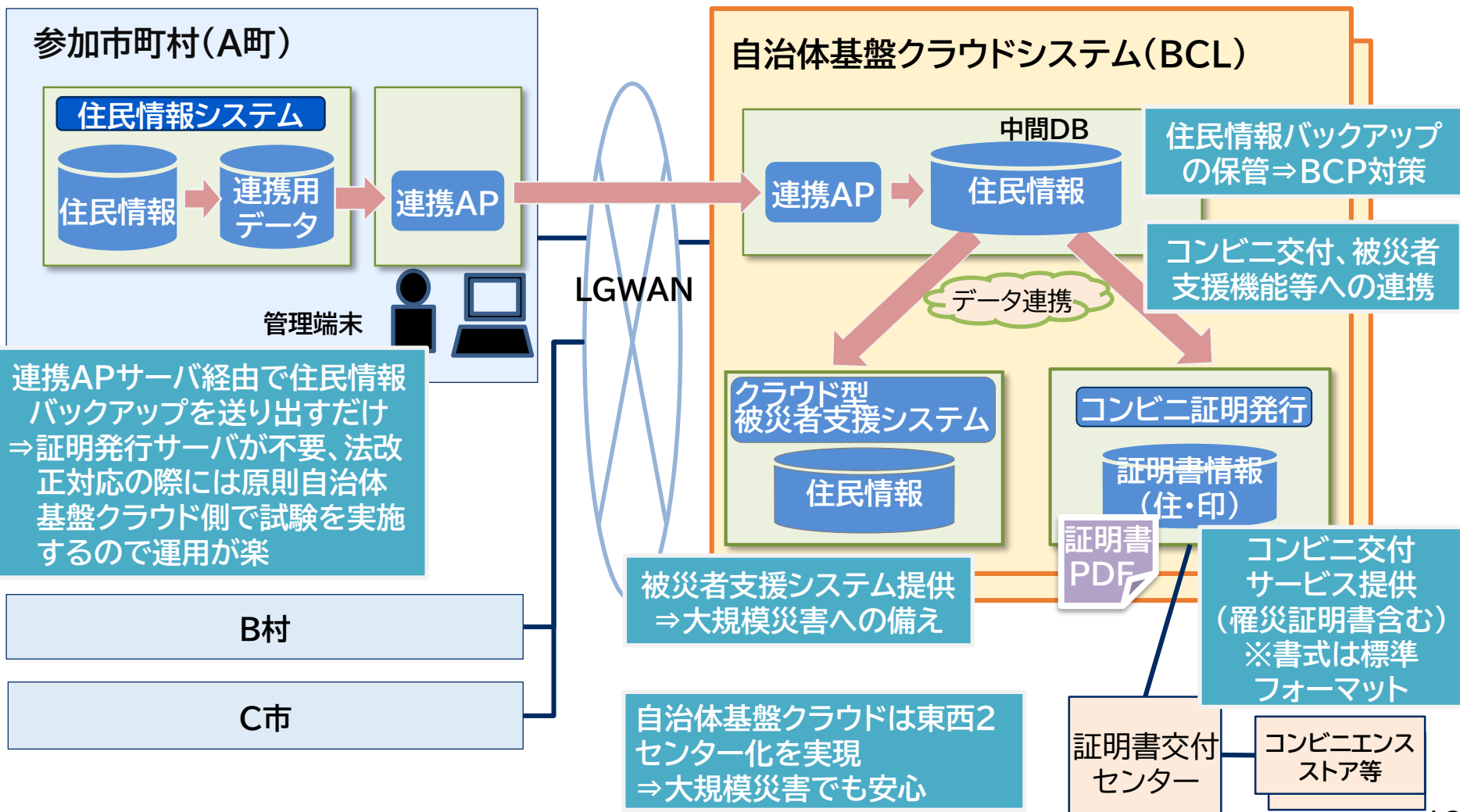
詳細は、自治体基盤クラウドシステム (J-LIS) サイトをご確認ください。

<https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>



# 自治体基盤クラウド機能概要

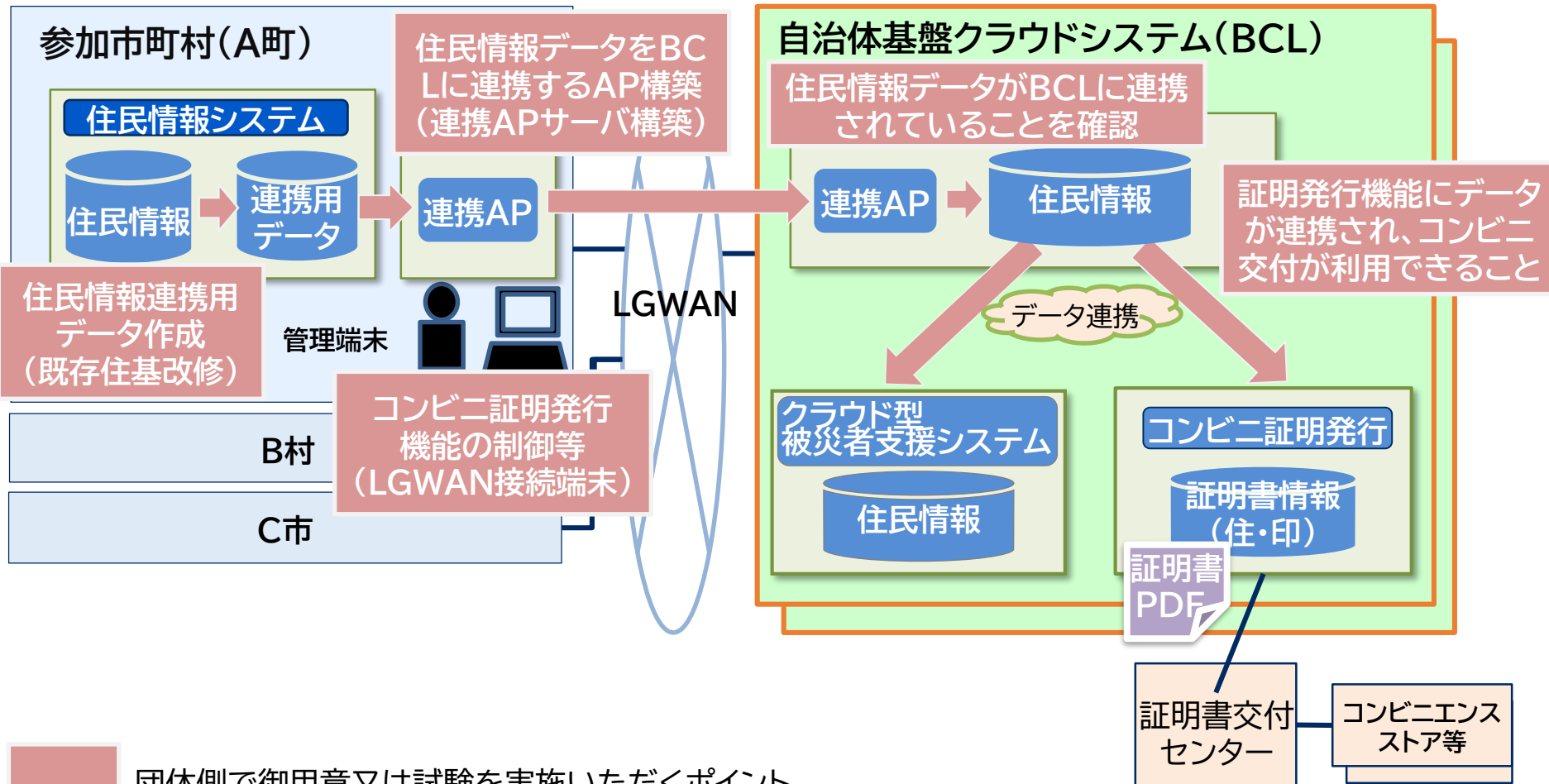
- ・市町村の住民情報データを自治体基盤クラウドに連携
  - ・自治体基盤クラウド内でコンビニ証明発行機能に連携
  - ・自治体基盤クラウド内でクラウド型被災者支援システム機能に連携
- ➡ 大規模災害時のBCP対策に  
➡ コンビニ交付サービス利用  
➡ 被災者支援システム利用



# BCL導入要件

BCL導入にあたっては、以下の対応が必要となります。

- 1) 既存住基システムを改修(住民情報を取り出し連携用データ生成)
- 2) 連携用データをBCLに送るための連携APサーバ構築
- 3-1) 試験(BCLにデータ連携できていることを確認)
- 3-2) 試験(コンビニ交付サービスの工程試験、動作確認)



# BCL導入に係る経費・利用料

## ■BCL(コンビニ交付)導入経費

導入経費(千円)※
6,000千円~16,000千円 程度

※ 令和2年度総務省実証(小規模団体向けクラウド基盤構築によるコンビニ交付導入促進)時の参加団体経費実績より

※市区町村のシステム構成や、住基ベンダの単価等により導入経費には幅があります。  
BCL導入検討に必要なシステム仕様は資料提供申込後に閲覧できるBOS（業務運用システム）にて公開しておりますので、具体的なBCL導入費用は住基ベンダに見積もりを依頼してください。

## ■BCLコンビニ交付証明発行機能利用料

1 通当たり 180円

- ※ BCL住民情報データバックアップ機能利用料を含みます。
- ※ BCL住民情報データバックアップ機能を単体で御利用いただくことはできません。  
必ずコンビニ交付サービス等とセットで御利用いただく必要がございますのでご了承ください。



# コンビニ交付の利用料（BCL活用の場合）

## ■コンビニ事業者等への委託手数料

1通当たり 117円

## ■運営負担金（1年度あたり税込額）

市区町村の区分		コンビニ交付 利用団体	BCL利用団体 (令和3・4年度)	BCL利用団体 (令和5年度以降)
政令市	人口100万人以上	9,879,630円	9,879,630円	9,879,630円
	人口100万人未満	7,842,593円	7,842,593円	7,842,593円
市・特別区	人口15万人以上	4,787,037円	4,787,037円	4,787,037円
	人口5万人以上15万人未満	2,728,000円	2,728,000円	2,728,000円
	人口3万人以上5万人未満	2,218,741円	2,218,741円	2,218,741円
	人口3万人未満	2,218,741円	<b>1,527,778円</b>	<b>1,873,259円</b>
町村		690,963円	<b>0円</b>	<b>345,481円</b>

※ 令和3・4年度は、町村は無料、人口3万人未満の市は町村の減額幅と同額を減額

※ 新規参加年度について、参加月数に基づく月割計算にて負担金を算出。

### <参考> 運営負担金の主な用途

- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

# 【参考】団体の負担額試算

## <BCLシステム導入・運用経費及びコンビニ証明発行機能利用経費>

金額:千円

市町村	人口	BCL利用時			証明発行SV用意時		5年間のシステム導入・運用保守等に係る総経費			
		システム導入経費 ① ※1	システム運用保守経費 ② ※1	初年度システム経費 ③ ※2	システム導入経費 ※3 ④	システム運用経費 ※3 ⑤	5年間総経費(BCL) ※4 ※5 ⑥	5年間総経費(自前で証明発行SV用意) ※5 ⑦	総経費差額 ⑥-⑦	総経費減額割合 (⑥-⑦)/⑦
町村	5千人	7,991	978	8,996	17,868	3,299	15,258	38,211	▲22,953	▲60%
	10千人	7,786	978	8,818	20,557	3,542	16,049	42,507	▲26,458	▲62%
	20千人	6,711	978	7,797	23,051	6,609	16,967	61,121	▲44,154	▲72%
市・特別区	30千人	9,430	913	10,505	20,923	3,785	28,993	53,299	▲24,305	▲46%
	50千人	9,558	913	10,741	25,871	5,111	35,184	66,447	▲31,263	▲47%
	100千人	14,546	1,562	16,648	25,955	26,934	55,927	182,117	▲126,189	▲69%
	300千人	20,000	2,500	24,120	80,102	19,009	116,229	222,637	▲106,408	▲48%
	500千人	20,000	2,500	25,200	79,563	22,722	156,092	256,367	▲100,275	▲39%

## <コンビニ交付サービス利用経費>

金額:千円

- ※1 令和2年度総務省実証(小規模団体向けクラウド基盤構築によるコンビニ交付導入促進)時の参加団体平均  
30万人以上市については、想定金額として設定
- ※2 ①と②にコンビニ交付の利用通数を初年度(令和4年度)に人口比3%と仮定した場合の金額を加えた金額
- ※3 令和元年度参加団体アンケートによる導入経費及び運用経費の平均
- ※4 BCL証明発行利用料が令和4年度令和7年度までの5年間で、人口比利用割合が3%から31%まで上昇すると仮定した場合の運用経費を含む
- ※5 5年分の運営負担金及び委託手数料を含む。

市町村	人口	令和4年度			令和5年度		
		運営負担金	委託手数料 ※2	合計	運営負担金	委託手数料 ※2	合計
町村	5千人	0	18	18	345	29	374
	10千人	0	35	35	345	59	404
	20千人	0	13	13	345	117	462
市・特別区	30千人	1,527	105	1,632	1,873	176	2,049
	50千人	2,219	176	2,395	2,219	293	2,512
	100千人	2,728	351	3,079	2,728	585	3,313
	300千人	4,787	1,053	5,840	4,787	1,755	6,542
	500千人	4,787	1,755	6,542	4,787	2,925	7,712

# 【参考】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 / 特別交付税措置

## 交付対象事業

○ 交付対象事業は、次に掲げる基準（①～③）のいずれかを満たす事業である。

※ 交付対象事業の基本的な考え方は、第1次補正予算案の解説を参照。

コンビニ交付サービスは証明書を非対面、非接触で行えるサービスである。このため、臨時交付金は、BCL又はコンビニ交付サービス導入のための既存住基システムの改修や連携APサーバ構築等経費に充当可能。

①

実施計画を作成する地方公共団体が、  
 ・新型コロナウイルスの感染拡大の防止 及び  
 ・感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援  
 を通じた地方創生に資する事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業

②

国の補助事業の場合  
 要綱別表に定める事業  
 国 令和2年度補正予算  
 (第1号、特第1号、第2号又は特第2号)  
 に計上される事業  
 又は  
 国 令和元年度当初予算に ※1  
 計上された予備費により  
 実施される事業

地方単独事業の場合  
 地 令和2年度 ※2  
 ・当初予算 又は  
 ・補正予算  
 に計上され、実施される事業  
 又は  
 地 令和2年度予算に計上された  
 予備費により実施される事業

③

令和2年4月1日以降に実施される事業

令和3年度も延長して適用

※1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾（ただし、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る）  
 ※2 令和2年度当初予算に計上された事業にあっては、①の内容等に特に必要と認められるものに限る

出典：「令和2年度補正予算（第2号）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」～脱コロナに向けた協生支援金～（令和2年6月25日内閣府地方創生推進室）

令和4年度まで

## 特別交付税措置について

マイナンバーカードを活用したコンビニ交付導入のためのシステム構築について、クラウド化の推進に資する場合の地方財政措置として、下記の取組を行う。

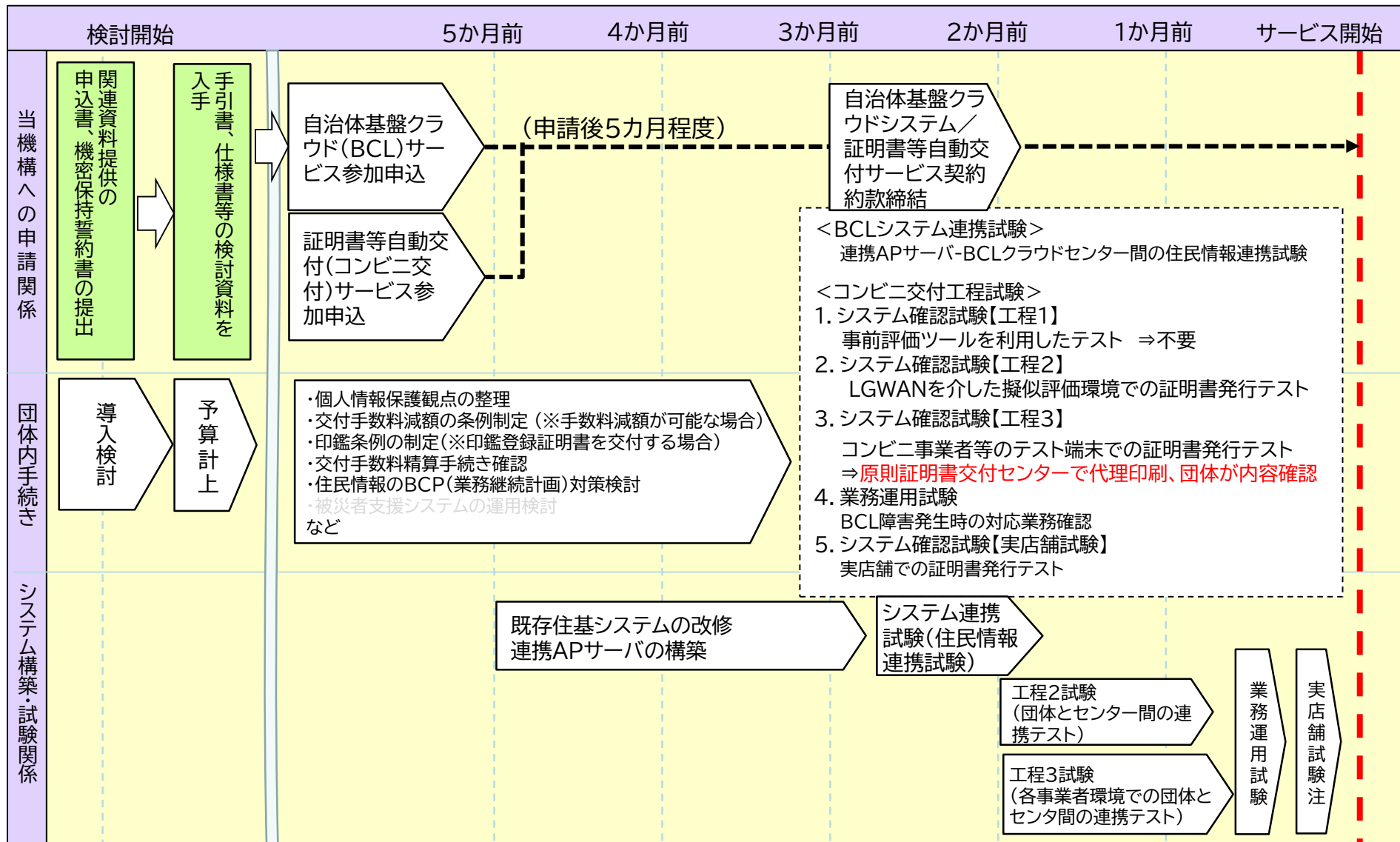
- ・コンビニ交付導入及び運用に係る経費を導入後3年間措置（令和4年度導入時、令和6年度までの経費を措置）。
- ・全ての証明書（特に本籍地戸籍）導入を推進するため、対象経費の1/2（上限6,000万円まで）が受けられる。

### 特別交付税措置の対象となる主な経費

コンビニ交付システム構築経費 (BCL関連経費、庁内キオスク含む)	税証明又は戸籍証明書追加時の構築及び運用経費
証明発行サーバ、連携APサーバ(BCL)、マイナンバーカード AP搭載システム等運用・保守経費	証明書交付センターの運営負担金及びBCL利用料



# BCL導入の流れ(導入スケジュール例)



注)コンビニ交付の実店舗試験においては、サービス開始後と同様の精算があり、交付通数に応じた支出(交付手数料及びBCL証明発行利用料)及び収入(交付手数料-委託手数料)が発生します。あらかじめ予算措置を講じてください。

# クラウド型被災者支援システム構築の趣旨と主な特徴

## 1 趣旨

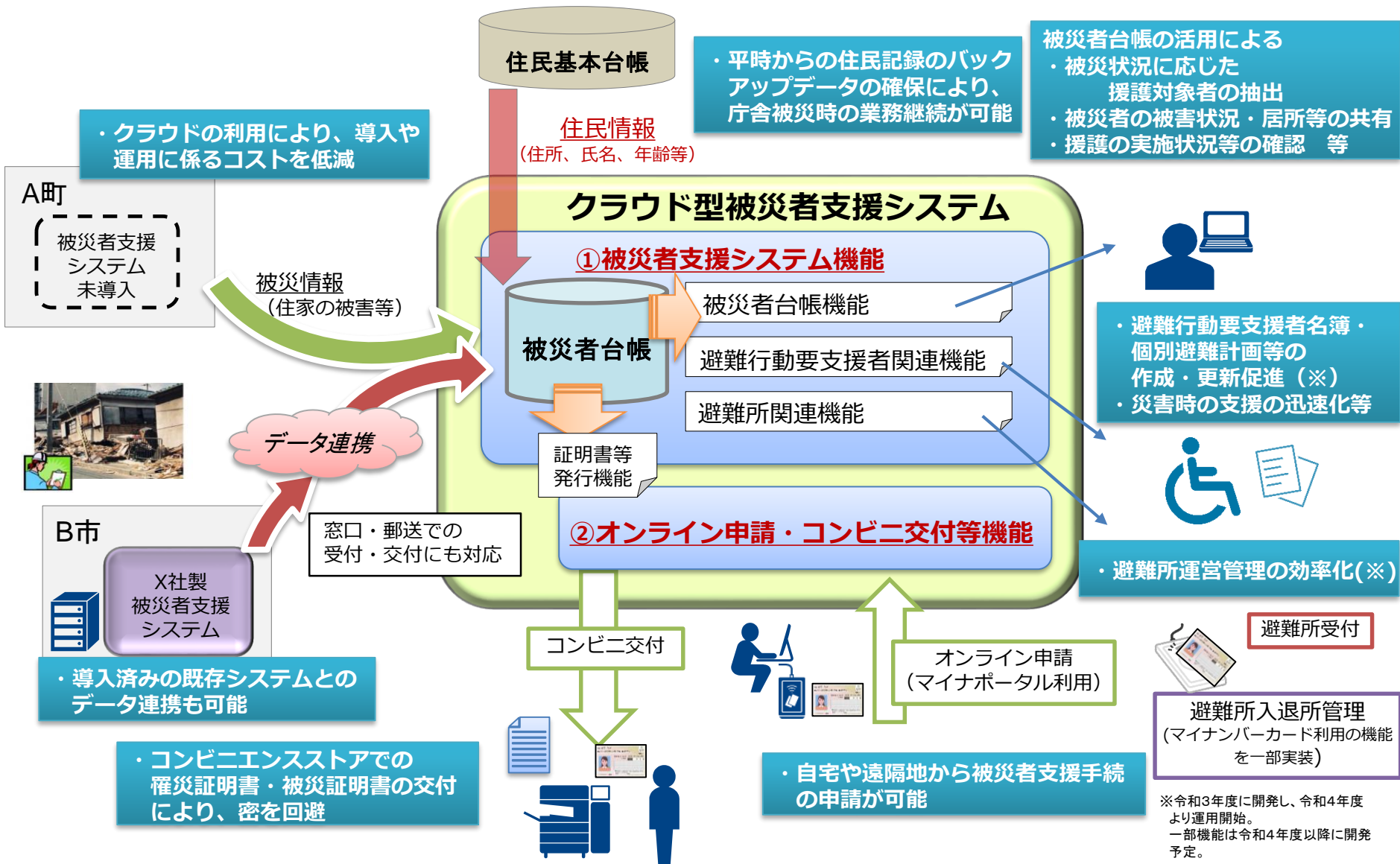
- 被災者が災害発生後速やかに生活再建に着手するためには、被災者支援手続を迅速に行う必要がある。
- 一方で、被災者支援手続においては、被災者が一斉に訪れることで窓口に行列ができるなど、新型コロナウイルス感染症対策上の問題が生じることが考えられる。
- これらの課題解決に向けて、行政手続の電子化や災害時の被災者支援のためのシステムが各自治体において整備されているものの、約半数の自治体で未整備となっている。
- 現在内閣府において構築中の「クラウド型被災者支援システム」では、自治体のシステム整備促進を目的として、自治体の意見も取り入れつつ、被災者台帳を作成する機能のほか、全国民への普及に向けて組んでいるマイナンバーカードを最大限活用できるよう、避難所入退所管理や被災者支援手続の電子申請、罹災証明書のコンビニ交付などの機能を実装することとしている。あわせて、避難行動要支援者関連機能の充実も図ることとしている。
- 「クラウド型被災者支援システム」の構築により、被災者支援業務の一層の効率化・迅速化を促進し、災害時の地域住民の安全確保の強化を図る。

## 2 主な特徴

- システムの構築・保守が不要  
J-LISが提供する自治体基盤クラウド（BCL）※上にシステムを構築するため、自治体での構築・保守が不要
- BCP対策に寄与  
庁舎にサーバーを置かないため、LGWAN環境があれば、庁舎被災時も災害対応業務の継続が可能
- 応援・受援の円滑化  
標準化されたシステムで操作することができるため、他自治体からの応援の際にも円滑に業務を行うことが可能

※ 自治体基盤クラウド（BCL）は、市町村の庁舎内等に設置された住民情報システムの連携用データをBCP対策用に保管すると共に、連携データから必要な情報を取り出し、コンビニ交付サービスやクラウド型被災者支援システム等の行政サービスが利用できるクラウドサービス。  
(<https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>)

# クラウド型被災者支援システムの全体像



# クラウド型被災者支援システムで実装する機能

## ①被災者支援システム機能

### 1 被災者台帳機能

- 被災者・世帯の属性・被害・援護の状況等を管理する被災者台帳を作成する機能
- 作成した被災者台帳の情報を、庁内の応急対策業務で利用する機能
- 指定領域内の住家被害（例：全壊）を一括で登録するGIS機能

### 2 避難行動要支援者関連機能

- 避難行動要支援者に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成、管理、検索、抽出、帳票印刷等する機能
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画を被災者台帳と連動することで、配慮が必要な事項を確認しつつ支援業務に活用が可能  
また、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を平時の避難訓練・見守り活動などへ活用可能

### 3 避難所関連機能(詳細調整中)

- 避難所設置情報の管理、避難者名簿の作成及び被災者台帳への連携機能
- 避難所における住民等の入退所を管理する機能（マイナンバーカード利用の機能を一部実装）

## ②オンライン申請、発行、管理機能

- 罹災証明書及び被災証明書のオンライン申請、発行、管理機能
  - ・ 罹災証明書：災害による住家の被害の程度を証明する書面（災害対策基本法第90条の2）
  - ・ 被災証明書：災害による非住家等の被災事実を証明する書面（地方自治法第2条8項）  
（※）被災証明書の発行機能はサブシステムとし、自治体が必要に応じて利用することを想定
- 各種被災者支援手続のオンライン申請、管理機能
  - ・ 被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金 に対応



# 被災者台帳作成機能、被災者支援サブシステム

## ○クラウド型被災者支援システムでの操作及び効果

	各主体が行うこと	可能になること
被災者	—	—
自治体	・被災者支援システムにアクセスし、被災状況等の必要情報を入力。	・紙作業等で実施していた確認照合作業を一部自動化。 ・クラウド上での作業が可能になる。

## ○システム各部の動き・事前に必要な準備

### ①被災者支援システム【新設】

- ・申請者の申請情報受理から証明書発行までの進捗を管理する。
- ・自治体職員向けの被害認定調査の必要性通知や、被災者向けの証明書交付準備完了連絡等をメールで通知する。
- ・被災者台帳と被災者支援サブシステムで構成される。

#### A) 被災者台帳作成機能

- ・住基のバックアップデータから住民情報を自動的に引用し、被災者台帳の土台を作成する。
- ・申請管理サーバから送られた受理済みの申請内容等を被災者台帳に自動反映する。
- ・自治体職員が被害認定調査の結果等を入力し、被災者台帳を作成・管理する。

#### <登録される情報>

自動入力される情報	自治体が入力する情報
基本4情報、世帯情報、マイナンバー、利用者証明用電子証明書シリアル、受理済み申請情報	連絡先、援護実施の有無、住家の被害の程度、要配慮者情報、その他自治体が必要と認めた情報 等

#### B) 被災者支援サブシステム

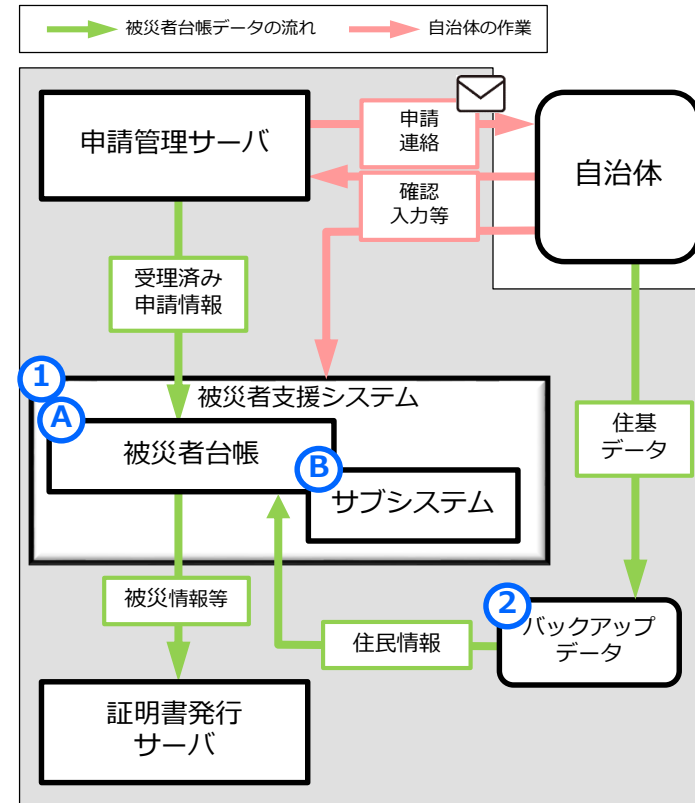
自治体が各種の被災者支援業務を行う際に補助を行う。

- ①避難所関連システム : 避難者の入退所情報を管理。
- ②避難行動要支援者関連システム : 避難行動要支援者の検索や、支援内容の把握を補助。
- ③被災非住家等管理システム : 非住家等の被災状況を管理。被災証明書の発行。

### ②バックアップデータ

- ・住基情報を保存し、バックアップを確保する。

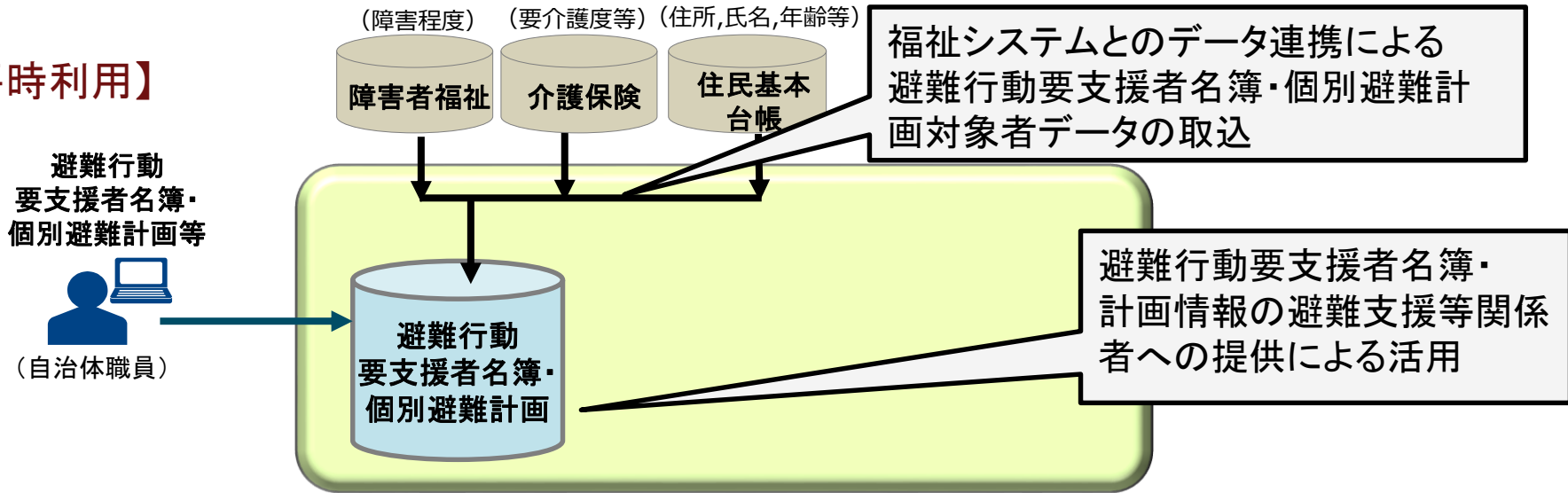
## <データ連携の流れ>



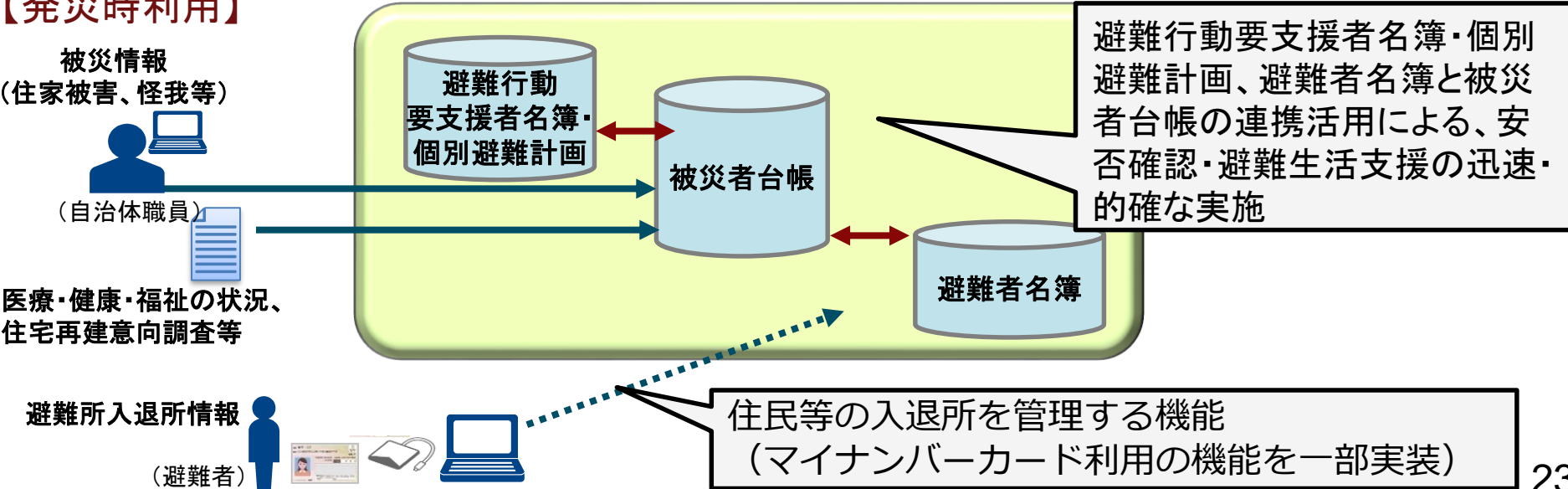
## クラウド型被災者支援システム

# 避難行動要支援者名簿・個別避難計画等作成支援機能

## 【平時利用】



## 【発災時利用】



# 罹災証明書及び被災証明書の電子申請

## ○クラウド型被災者支援システムでの操作及び効果

	各主体が行うこと	可能になること
被災者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCまたはスマートフォンを用いて、ぴったりサービスから罹災証明書等の電子申請を行う。</li> <li>・ 申請結果は、申請管理サーバーから後日メールで受領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役所に出向くことなく、罹災証明書等の申請が可能になる。</li> </ul>
自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の規模、種類、支援策等を踏まえ、罹災証明書等の項目を決定し、申請項目をぴったりサービスに本登録する。</li> <li>・ 申請管理サーバにアクセスして、申請の受理・不受理を判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙作業等で実施していた確認照合作業を自動化。</li> <li>・ クラウド上での作業が可能になる。</li> </ul>

## ○システム各部の動き・事前に必要な準備

### ①ぴったりサービス（※デジタル庁）

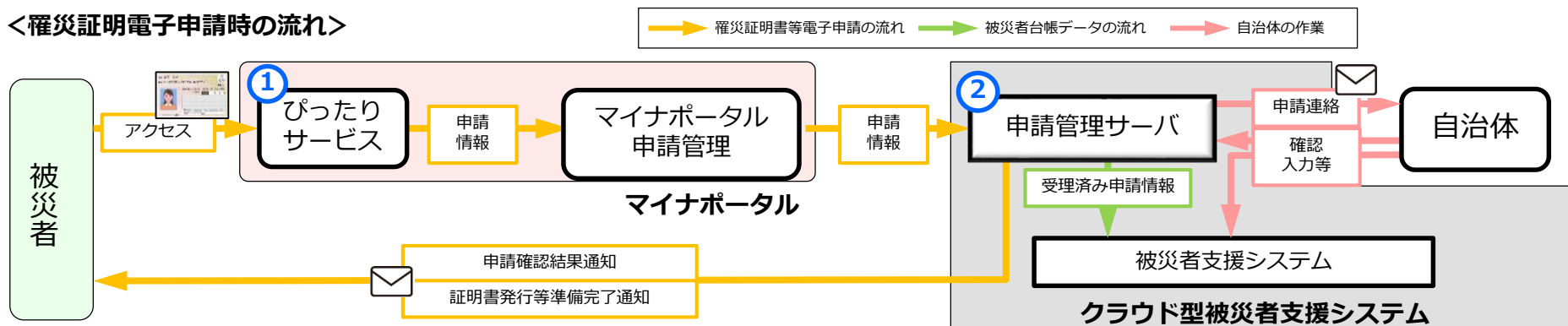
- ・ 被災者は、カードリーダー等を用いて同サービスにマイナンバーカードを読み込ませた後、申請情報（申請者情報や被災住家の情報など）を入力する（必要に応じて添付書類も登録可能）。

※自治体は、事前に申請項目を決定し、仮登録しておく。

### ②申請管理サーバ【新設】

- ・ 自治体職員に対し、被災者から申請がなされた旨がメール通知される。
- ・ 自治体職員は、被災者からの申請情報を申請管理サーバ上で確認し、受理／不受理を判断する。（サーバ上で、申請情報と被災者台帳上の情報を自動で突合）
- ・ 不受理の確認結果は、申請管理サーバから申請者に対して自動的にメール通知される。
- ・ 自治体職員が受理した申請情報等を、被災者支援システムに自動的に取り込まれる。
- ・ 自治体職員は、住家の被害認定調査や被災者支援システムへの被災情報の登録等が完了し、罹災証明書等の交付が可能となった時点で、申請者に対し、交付準備完了連絡をメール通知する。（被災者支援システムから申請管理サーバを経由して被災者へ自動通知）

## <罹災証明電子申請時の流れ>



# 罹災証明書及び被災証明書のコンビニ交付

## ○クラウド型被災者支援システムでの操作及び効果

	各主体が行うこと	可能になること
被災者	・コンビニでマイナンバーカードを用いて罹災証明書等の発行を申し込み、印刷された証明書を受け取る。	・役所に行かずとも、近隣のコンビニで罹災証明書等の発行が可能になる。
自治体	・災害の規模、種類、支援策等を踏まえ、発行する証明書を決定し、システムに登録する。	・発行作業をすべてシステムで自動化。

## ○システム各部の動き・事前に必要な準備

### ①コンビニ端末

- ・被災者は、マイナンバーカードを用いて端末を操作し、画面遷移に従って証明書発行を申し込む。
- ・マルチコピー機にて必要な証明書が印刷される。

※罹災証明書等の発行のために、10円が必要。また団体で罹災証明書等の手数料を定め、徴収する場合は、被災者は団体で定めた交付手数料をコンビニ端末で支払う必要がある。

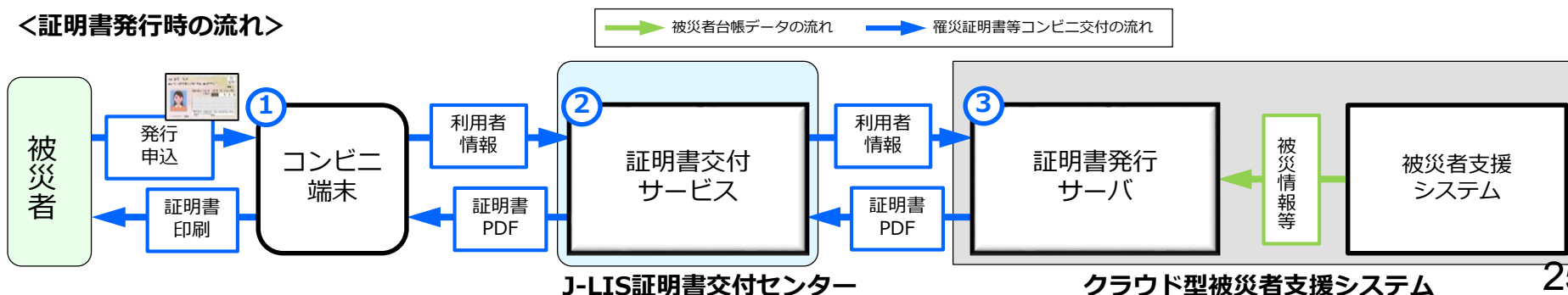
### ②証明書交付サービス（※J-LIS）

- ・コンビニ端末から受信した利用者証明用電子証明書について、その有効性を検証する。
- ・証明書発行に必要な利用者証明用電子証明書シリアルを抽出し、証明書発行サーバに送付する。
- ・証明書発行サーバから受信した証明書PDFファイルに偽造防止加工を施して、コンビニ端末に送付する。

### ③証明書発行サーバ

- ・証明書交付サービスから利用者証明用電子証明書シリアルを受信し、被災者支援システムに照会をかける。
- ・突合した被災者の各種証明書情報を被災者支援システムから引用する。
- ・各種証明書情報から罹災証明書のPDFファイルを作成し、証明書交付サービスへ転送する。

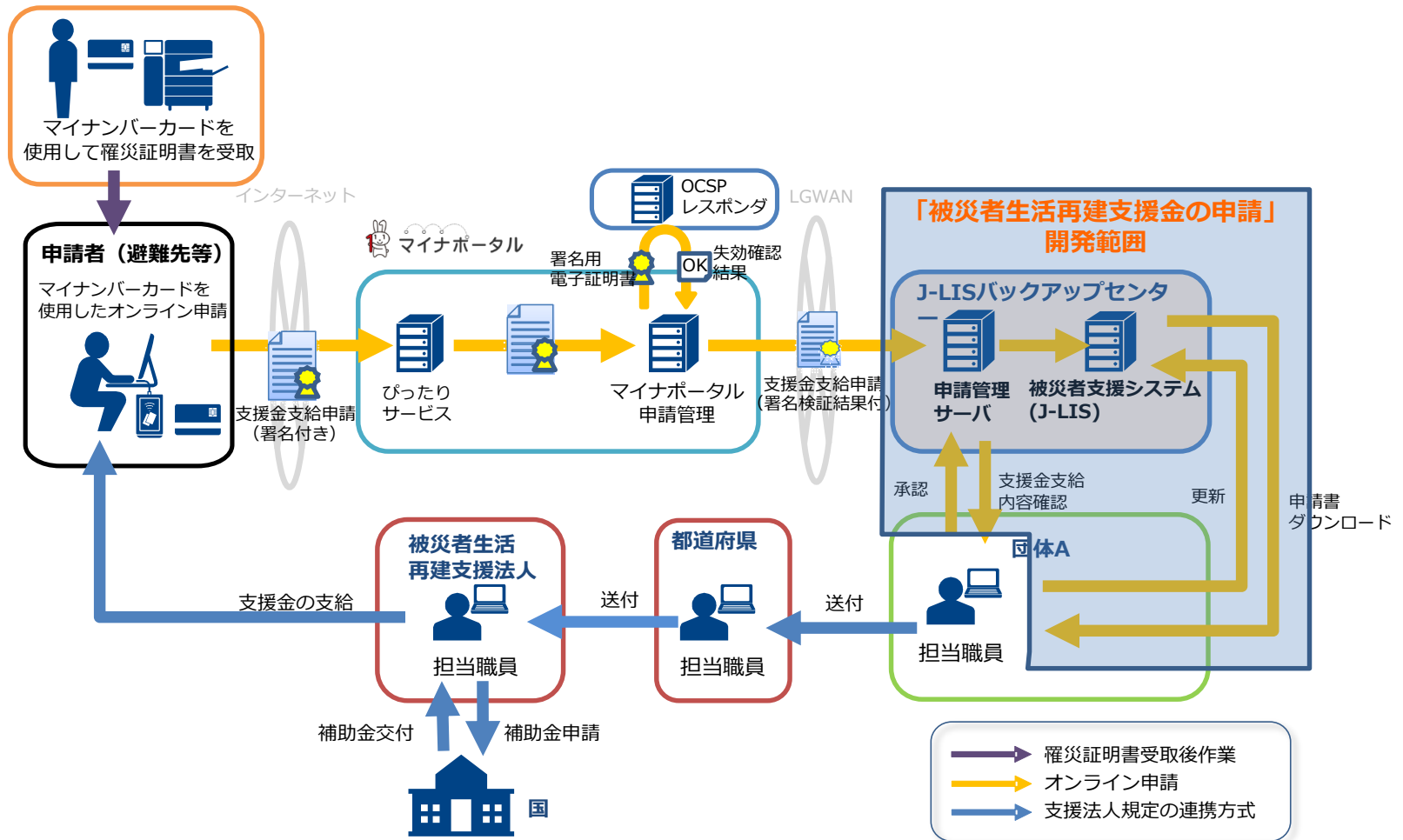
## <証明書発行時の流れ>





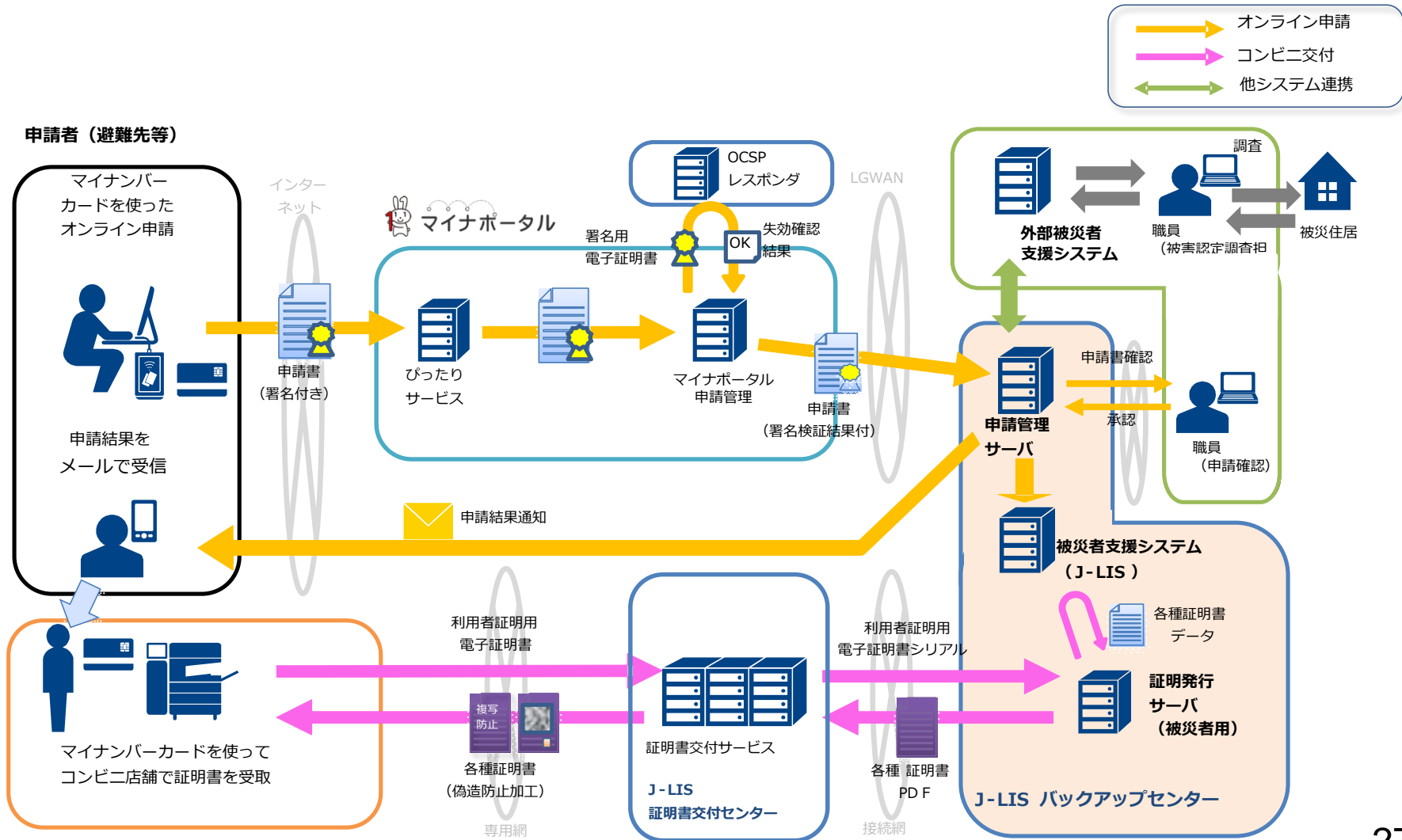
# 被災者支援手続に係る電子申請

- 被災者生活再建支援金のオンライン申請等の機能を追加(下記フロー図)。
- 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金についても、オンライン申請等の機能を実装予定。



# 既存の被災者支援に係るシステムとのデータ連携概要

- ・既存の被災者支援に係るシステムを利用している団体が、クラウド型被災者支援システムとのデータ連携をした場合、電子申請・コンビニ交付への対応が可能となる機能を搭載予定。



# クラウド型被災者支援システムの導入パターン別機能比較

		【パターンA】 住基データをクラウド型被災者支援システムと自動連携する場合 (サーバーを設置し、自動的に取り込み)	【パターンB】 住基データをクラウド型被災者支援システムと自動連携しない場合 (CSV形式にて取り込み)
住基データの取り込み方		差分を随時又は毎日一定時間で一回取り込み。	必要に応じて手動で取り込み。
マイナンバーカードを活用した電子申請		罹災証明書、被災証明書、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の申請が可能	同左
コンビニ交付 (窓口交付はいずれのパターンでも可能)		災害時には、罹災証明書、被災証明書のコンビニ交付が可能	同左
		平時から住民票、印鑑証明書のコンビニ交付が可能	(住民票、印鑑証明書のコンビニ交付は別途構築が必要)
クラウド型被災者支援システムの機能	被災者台帳機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者・世帯の属性・被害・援護の状況等を管理する被災者台帳を作成する機能</li> <li>作成した被災者台帳の情報を、庁内の応急対策業務で利用する機能</li> <li>指定領域内の住家被害(例:全壊)を一括で登録するGIS機能</li> </ul>	同左
	避難行動要支援者関連機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成、管理、検索、抽出、帳票印刷等する機能</li> <li>避難行動要支援者名簿、個別避難計画を被災者台帳と連動することで、配慮が必要な事項を確認しつつ支援業務に活用が可能。また、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を平時の避難訓練・見守り活動などへ活用可能。</li> </ul>	同左
	避難所関連機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所設置情報の管理、避難者名簿の作成及び被災者台帳への連携機能</li> <li>避難所における住民等の入退所を管理する機能(マイナンバーカード利用の機能を一部実装)</li> </ul>	同左

# クラウド型被災者支援システムの利用料について

クラウド型被災者支援システム利用料:

団体基礎額185,000円+団体人口比例額(人口×10円/人)

・人口比例額の考え方については、システム利用団体の前年度(1月1日時点)の住民基本台帳に基づく人口に基づいて算定します。

【参考】

団体規模	算定式	月額	年間利用料
70万人の政令市	185,000+(人口:700,000人×10)	598,750円	7,185,000円
40万人の市	185,000+(人口:400,000人×10)	348,750円	4,185,000円
20万人の市	185,000+(人口:200,000人×10)	182,083円	2,185,000円
8.5万人の市	185,000+(人口:85,000人×10)	86,250円	1,035,000円
3.5万人の市	185,000+(人口:35,000人×10)	44,583円	535,000円
1万人の市	185,000+(人口:10,000人×10)	23,750円	285,000円
5千人の町	185,000+(人口:5,000人×10)	19,583円	235,000円

・システム利用料の請求は年額利用料として、毎年度末に請求することとする。(ただし、システムの新規導入が年度途中の場合は、団体毎の年間利用料を12で割り戻した金額(小数点以下切り捨て)に、当該年度末までの月数を掛けたもの(システム導入月を含む)を請求する予定。

・クラウド型被災者支援システムを利用するためには、利用料のほか、導入費用として、機器調達・システム改修等作業(※利用団体側の住基ベンダ等に見積必要)、試験費用等が発生します。また運用費用として団体側システム保守費用及び委託手数料が発生するとともに、団体によっては運営負担金等が発生する場合があります。

※団体様でのコンビニ交付実施状況や利用パターンによって必要な費用が変わりますので詳細はお問い合わせください。またHPにも概要がありますのであわせてご覧ください。( <https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/> )



# 終わりに

資料提供申込は下記のサイトから受け付けておりますので、御確認ください。

- 自治体基盤クラウドシステム関連資料提供のご案内

<https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>

- クラウド型被災者支援システム関連資料提供のご案内

準備中(御用意ができましたら都道府県を通じて御案内いたします)

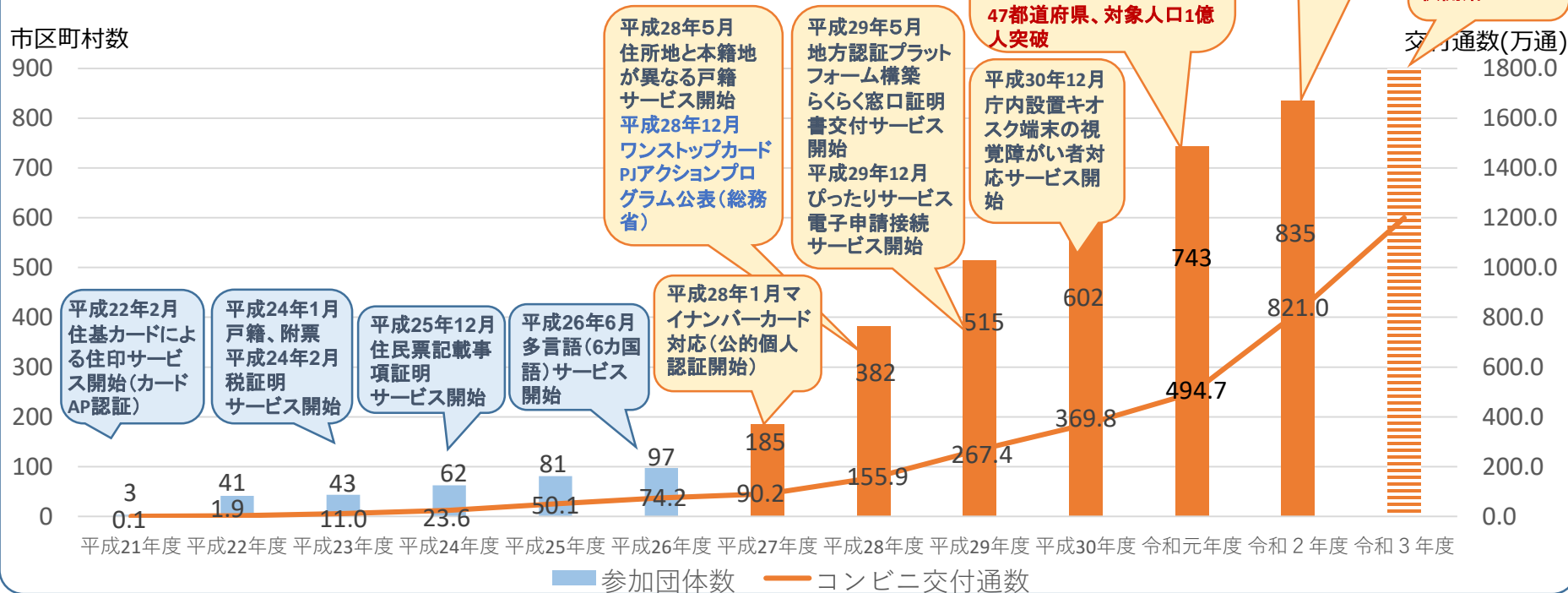
- コンビニ交付関連資料提供のご案内

[https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms\\_91522020.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html)

以下、参考資料

# コンビニ交付参加団体及び交付実績

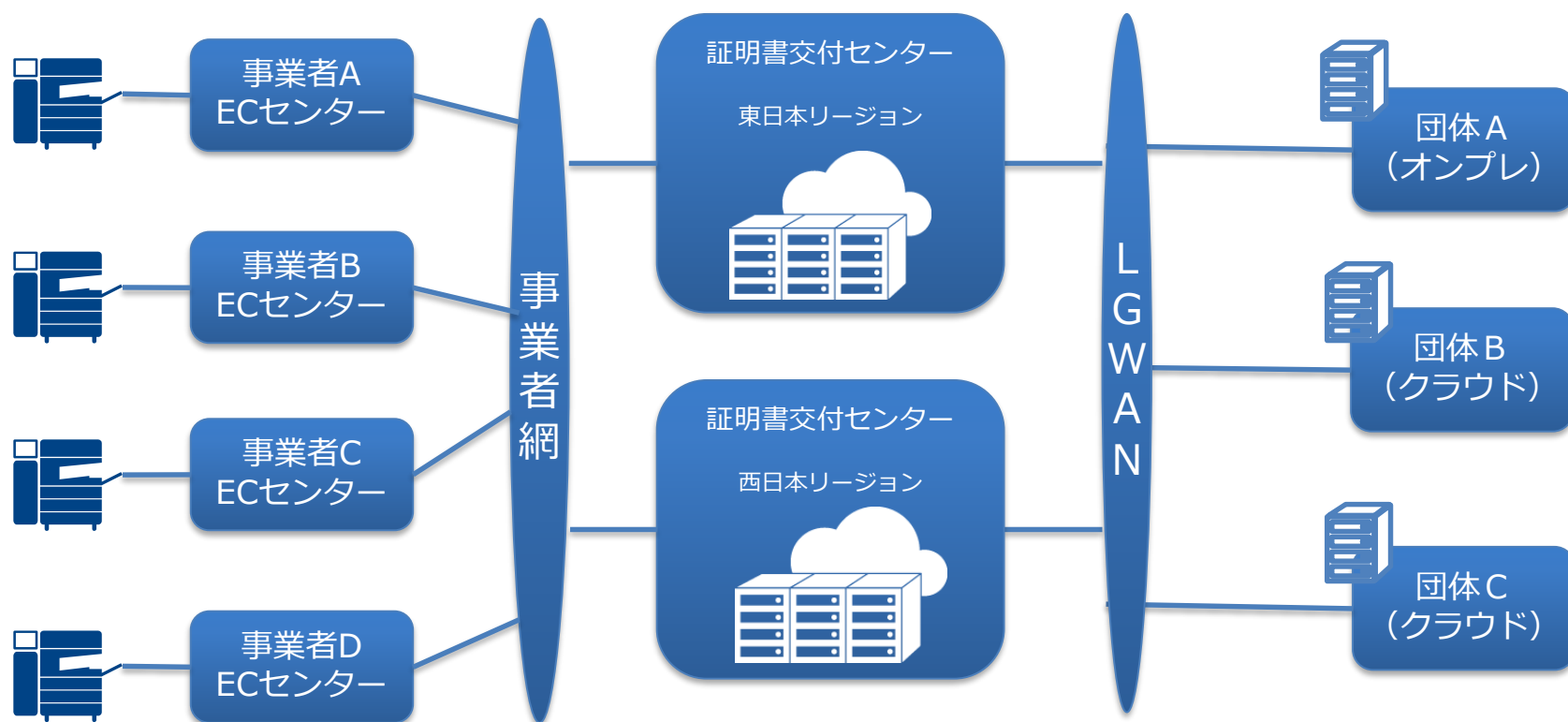
## コンビニ交付参加団体と交付実績の推移 及び対応状況まとめ



		平成21年度(2009)	平成22年度(2010)	平成23年度(2011)	平成24年度(2012)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
参加団体	合計	3	38	43	62	81	97	185	382	515	602	743	835
	前年度比	—	13.7倍	1.0倍	1.4倍	1.3倍	1.2倍	1.9倍	2.1倍	1.3倍	1.2倍	1.2倍	1.1倍
	累計	3	41	43	62	81	97	185	382	515	602	743	835
交付通数	合計	851	19,142	110,022	236,022	501,461	742,137	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514
	前年度比	—	23.5倍	6.5倍	2.8倍	2.4倍	1.9倍	1.6倍	1.6倍	1.7倍	1.4倍	1.3倍	1.5倍
	累計	851	19,993	130,015	366,037	867,498	1,609,635	2,511,947	4,070,488	6,744,736	10,442,539	15,389,922	23,594,436

# 証明書交付センターのシステム概要

- 団体・事業者から求められている高い信頼性・可用性を実現するために、第三次証明書交付センターでは、東日本、西日本の2か所に証明書交付センターを構築（東西2センター化）します。
- 通常時は、東西の両センターで運用（※）し、仮に、片方のセンターで障害が発生した場合、もう片方のセンターで縮退運転することで、止まらないサービスを実現します。



※ 事業者ごとに優先して接続するセンターを分けます。例えば、通常時は、事業者Aは東センターを経由、事業者B、Cは西センターを経由し、各団体の証明発行サーバにアクセスします。そのため、団体の証明発行サーバ側としては、通常時は東西の両センターから、アクセスが来る形になります。また、各団体から証明書交付センターに接続する「電子申請接続サービス」、「地方認証プラットフォーム」は、団体側で接続先の設定なしで、証明書交付センター側で、稼働しているセンターに振り分けます。




# コンビニ交付を支える証明書のセキュリティ技術

## 印刷のイメージ(おもて面)

表面

地方公共団体が  
送信する証明書データ



PDFファイル

住民票 (例)

住所			
世帯主			
氏名	生年月日		
	住所を定めた日	性別	続柄
住民となった日	届出の年月日		
<input type="checkbox"/> □□から転入			
氏名	生年月日		
	住所を定めた日	性別	続柄
住民となった日			
氏名	生年月日		
	住所を定めた日	性別	続柄
住民となった日			
氏名	生年月日		
	住所を定めた日	性別	続柄
住民となった日			

枚中 枚目

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。


平成 年 月 日

△△△△長

〇〇 〇〇

印

牽制文字  
(コピーすると「複写」の文字が浮かび上がる)



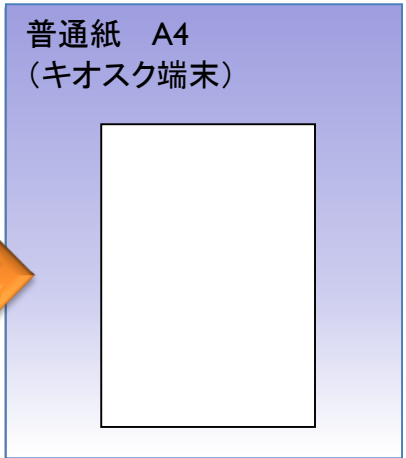
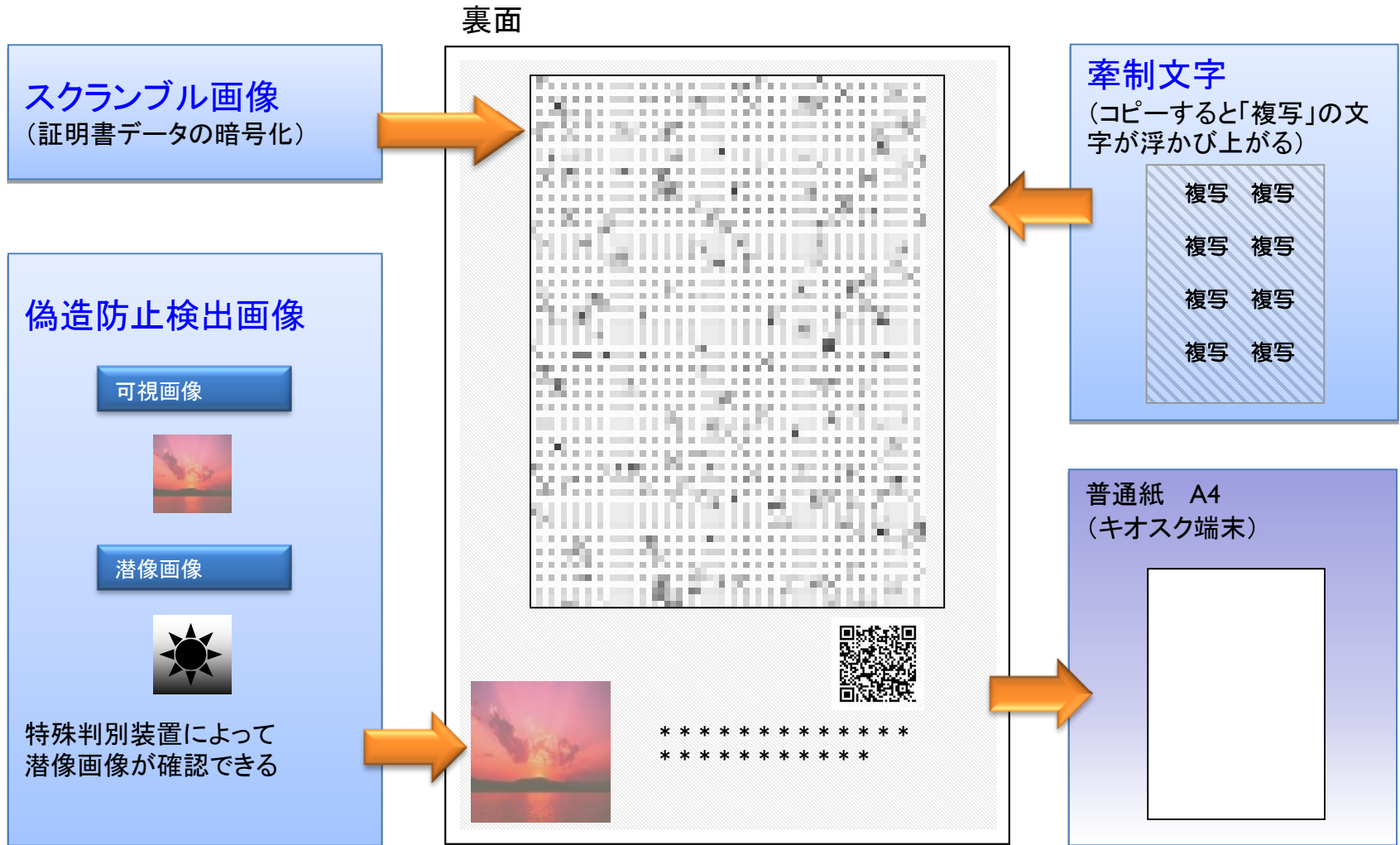
普通紙 A4  
(キオスク端末)



<白黒印刷>

# コンビニ交付を支える証明書のセキュリティ技術

## 印刷のイメージ(うら面)



<カラー印刷>

# スクランブルによる改ざん防止技術

- ・画像データを、暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷
- ・スキャンしたときに多少劣化しても、判読可能なレベルで復元が可能



スクランブル



多少劣化しても

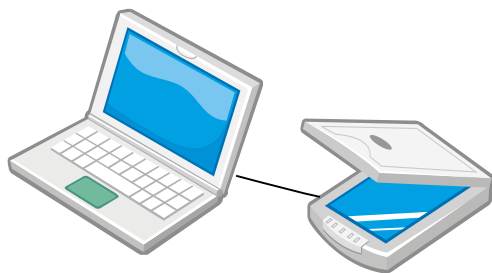


復号



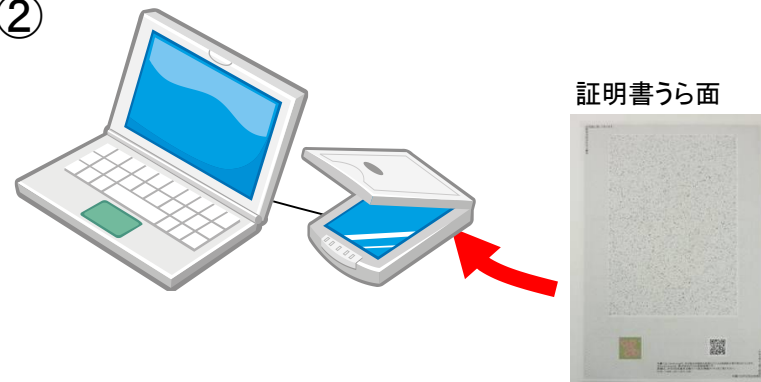
# スクランブル画像の確認手順

①



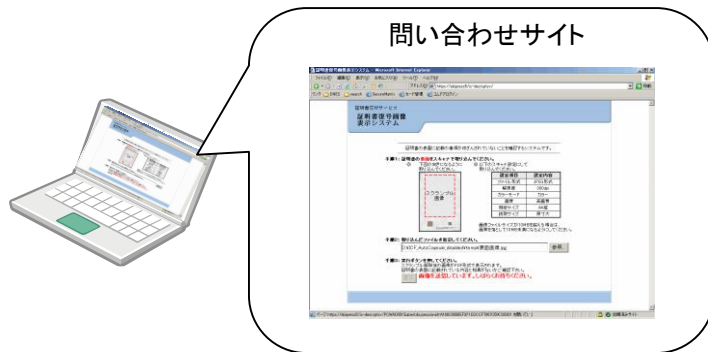
インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。

②



お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。

③

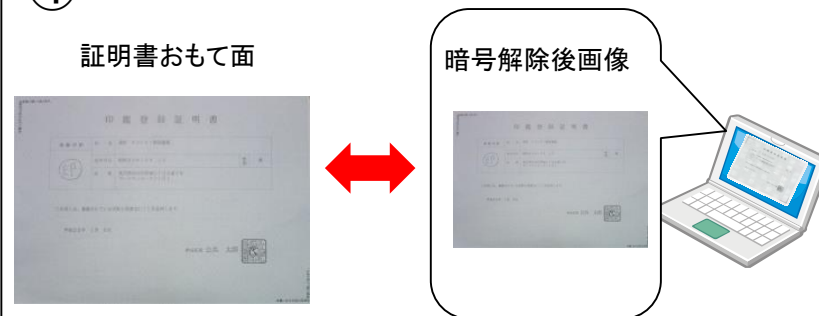


問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。

■ 問い合わせサイトのURL

<https://cdid.lg-waps.jp/>

④



暗号を解除した画像がパソコン画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

# 偽造防止検出画像の確認方法

偽造防止検出画像は、複製防止のために、コンビニ等で交付される証明書等のうら面に印刷されている画像です。

この画像には、目視で確認できる画像(可視画像)に加え、可視画像の裏に隠れている画像(潜像画像)が印刷されています。特殊な画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。

偽造防止検出画像を確認する方法は、次のとおりです。

①



証明書うら面の可視画像(桜)をご確認ください。

②



特殊な画像確認器具で見ると、可視画像(桜)が消えて、潜像画像(○に「証」の字)が浮かび上がります。  
コピーされたものは、潜像画像が見えません！

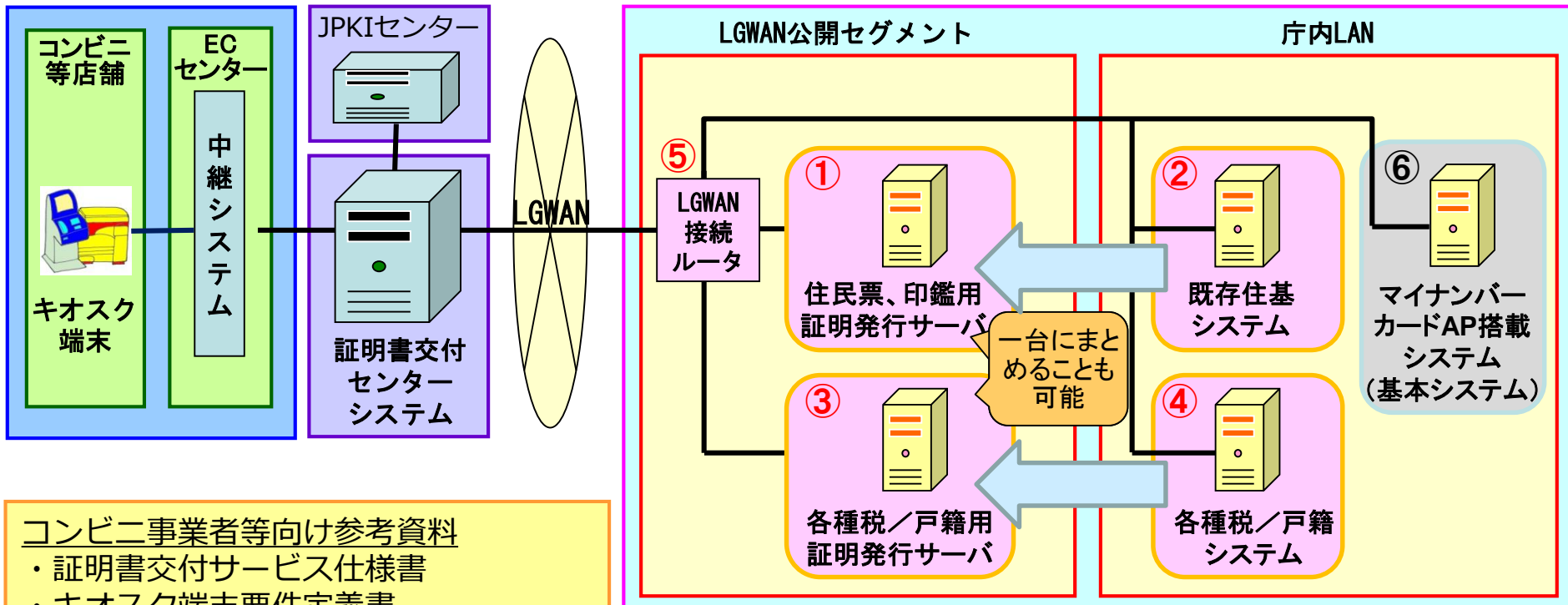


# 地方公共団体のシステムに必要な要件

コンビニ事業者等

J-LIS

地方公共団体



## コンビニ事業者等向け参考資料

- ・ 証明書交付サービス仕様書
- ・ キオスク端末要件定義書
- ・ 接続仕様書 等

## 地方公共団体向け参考資料

- ・ システム構築手引書（基本システムサーバ編）
- ・ 証明書交付サービス仕様書
- ・ 広域交付システムインタフェース仕様書 等

資料提供を希望される団体は、J-LIS研究開発部までお問い合わせください。

①証明発行サーバ構築（住・印） ③証明発行サーバ構築（税・戸籍）	②既存住基システム改修 ④各種税/戸籍システム改修	⑤LGWAN公開セグメント構築	⑥マイナンバーカードAP搭載システム構築（条例利用サービス実施時のみ）
・ 利用者管理 ・ 証明書のPDF化 ・ SOAP通信制御 ・ 電子契印の作成	・ 証明発行サーバへの住民情報連携	・ LGWAN公開セグメントへの証明発行サーバの設置 ・ LGWAN接続	・ マイナンバーカードAP搭載システムの構築 ・ カードソケットアプリ調達・設定

# 市町村側システム構築に係る経費

## 交付証明書の種類及び人口規模別導入・運用コスト

令和2年度参加団体アンケートより

人口規模	有効回答 団体 (住・印)	証明発行サーバ構築費・改修費(百万円)			ランニングコスト(百万円)			
		住・印	税	戸籍	住・印	税	戸籍	
全体	126	14.7	12.2	15.4	3.1	1.6	4.5	
政令市	2	40.8	18.5	74.5	7.4	2.3	37.8	
市・特別区	15万人以上	20	22.7	16.5	14.4	7.3	1.7	5.8
	5~15万人	2	8.7	3.2	16.8	3.4	-	2.1
	5万人未満	30	13.8	3.1	11.5	3.0	0.9	2.0
町村	72	12.2	14.6	13.4	2.0	2.0	2.4	

※ 上表は、令和元年度に構築を行った団体より回答いただいたものの平均値です。団体数や利用環境等によりばらつきがありますので、御了承ください。

## 特別交付税措置について

令和4年度まで

マイナンバーカードを活用したコンビニ交付導入のためのシステム構築について、クラウド化の推進に資する場合の地方財政措置として、下記の取組を行う。

- ・コンビニ交付導入及び運用に係る経費を導入後3年間措置(令和4年度導入時、令和6年度までの経費を措置)。
- ・全ての証明書(特に本籍地戸籍)導入を推進するため、対象経費の1/2(上限6,000万円まで)が受けられる。

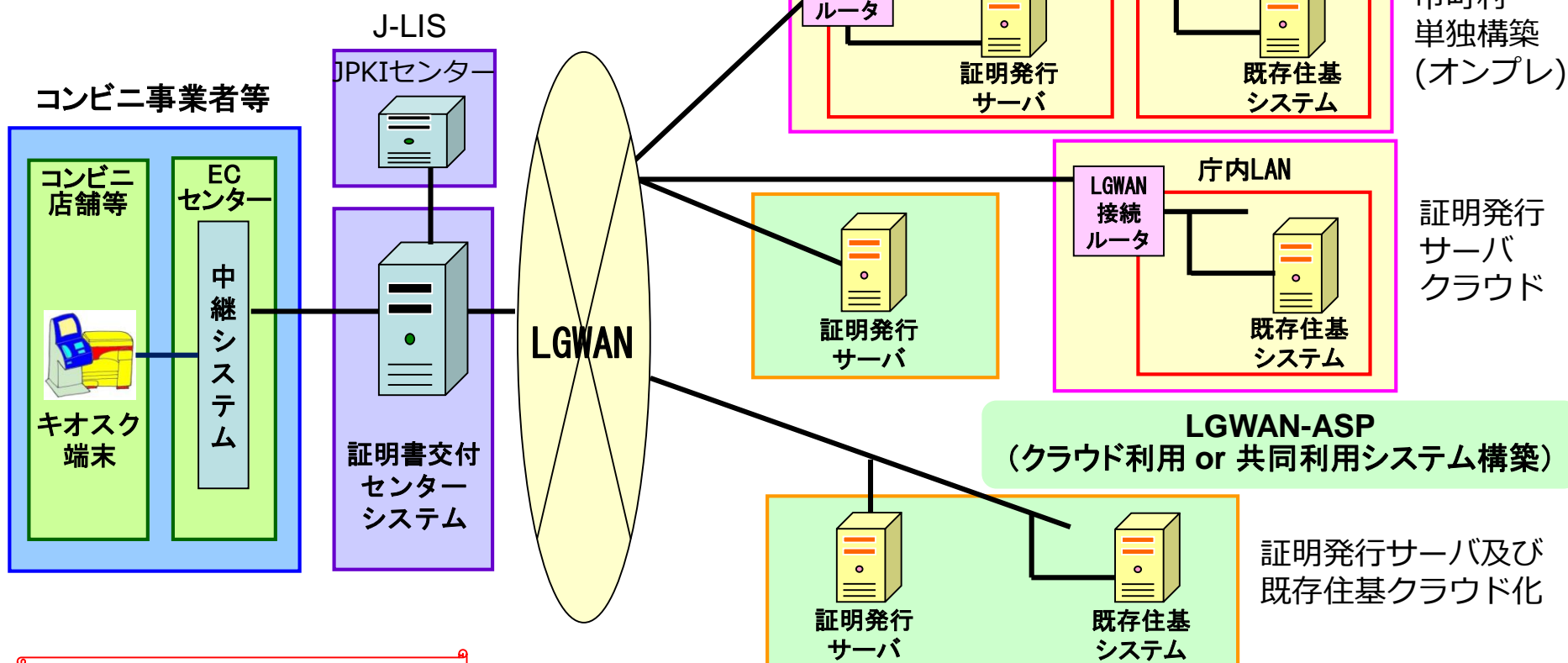
### 特別交付税措置の対象となる主な経費

コンビニ交付システム構築経費(庁内キオスク含む)	税証明又は戸籍証明書追加時の構築及び運用経費
証明発行サーバ、マイナンバーカードAP搭載システム等の運用・保守経費	証明書交付センターの運営負担金

# 地方公共団体のシステムのクラウド化

地方公共団体

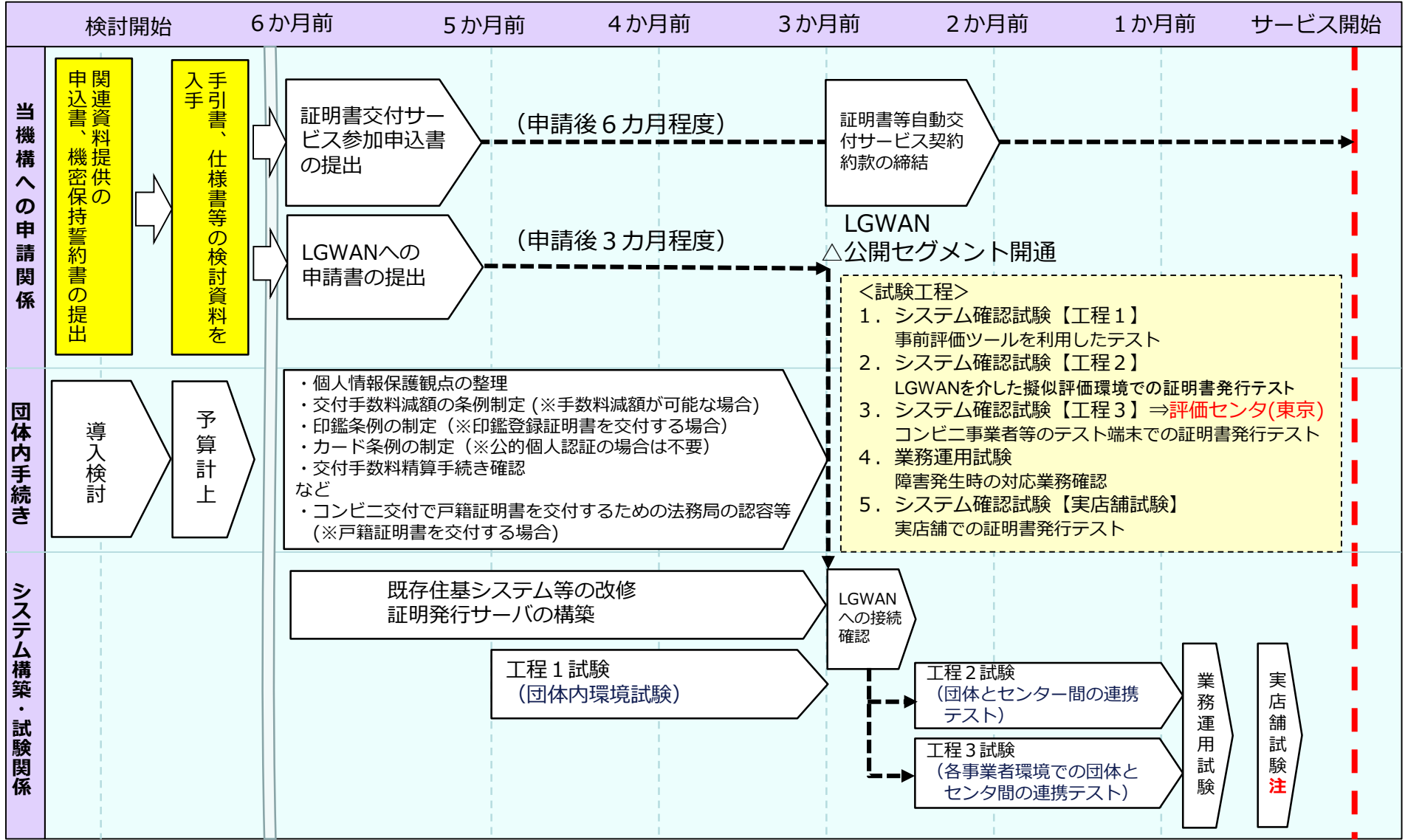
ベンダが提供するクラウドを利用したり、近隣市区町村と共同でシステムを運営することで構築、運営費用の低減が期待できます。



令和2年度参加団体アンケートより

導入形態	有効回答団体 (住・印)	証明発行サーバ構築費・改修費(百万円)			ランニングコスト(百万円)		
		住・印	税	戸籍	住・印	税	戸籍
オンプレ	19	24.1	19.0	19.2	6.1	3.0	5.9
クラウド	98	12.4	6.2	11.7	2.5	0.9	2.6
共同利用	1	25.5	—	—	4.4	—	—

# コンビニ交付導入の流れ(導入スケジュール例)

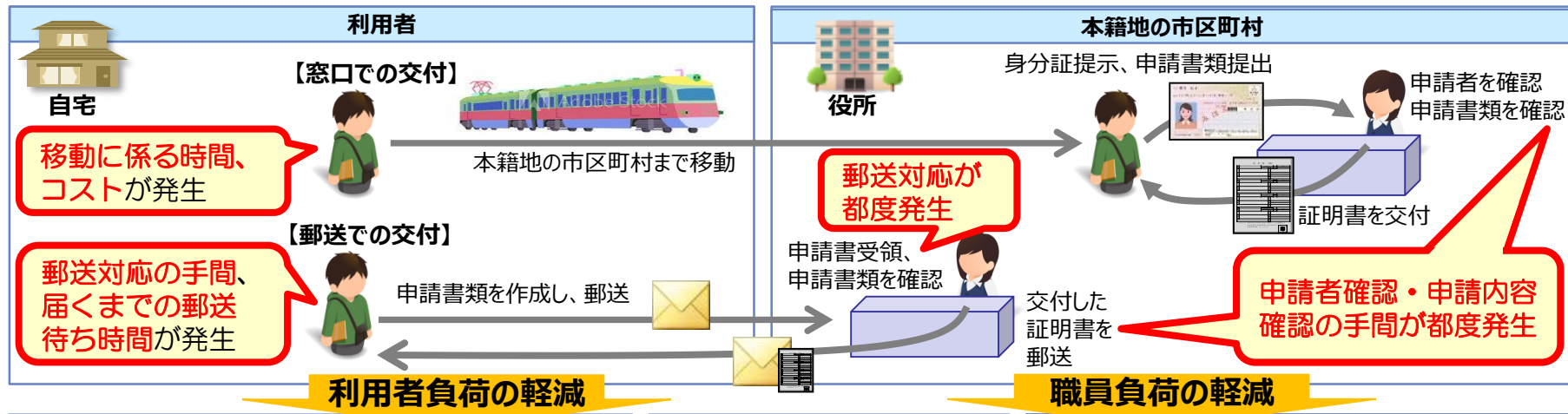


注) 実店舗試験では、サービス開始後と同様の精算があり、支出(交付手数料)と収入(交付手数料-委託手数料)が発生します。あらかじめ予算措置を講じてください。

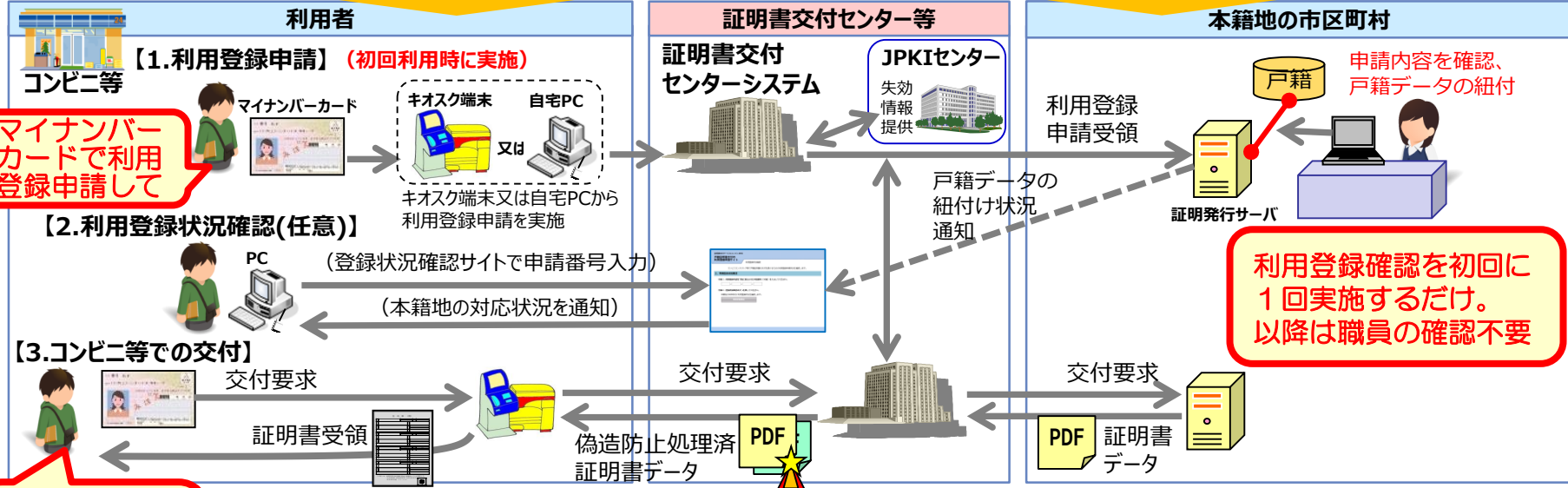
# 住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書交付イメージ

平成28年5月サービス開始以来、参加団体の5割以上の市町村で好評サービス提供中！

現状



サービス導入後



マイナンバーカードと交付手数料を用意して取得するだけ

- ◆取得にあたっての前提条件
1. 本籍地となる市区町村で、公的個人認証及び本籍地証明書対応済みの証明発行サーバがサービス可能であること (住所地の証明発行サーバの有無は関係ありません)
  2. 利用する方は、マイナンバーカードを取得済みであること (住基カードでは取得できません)

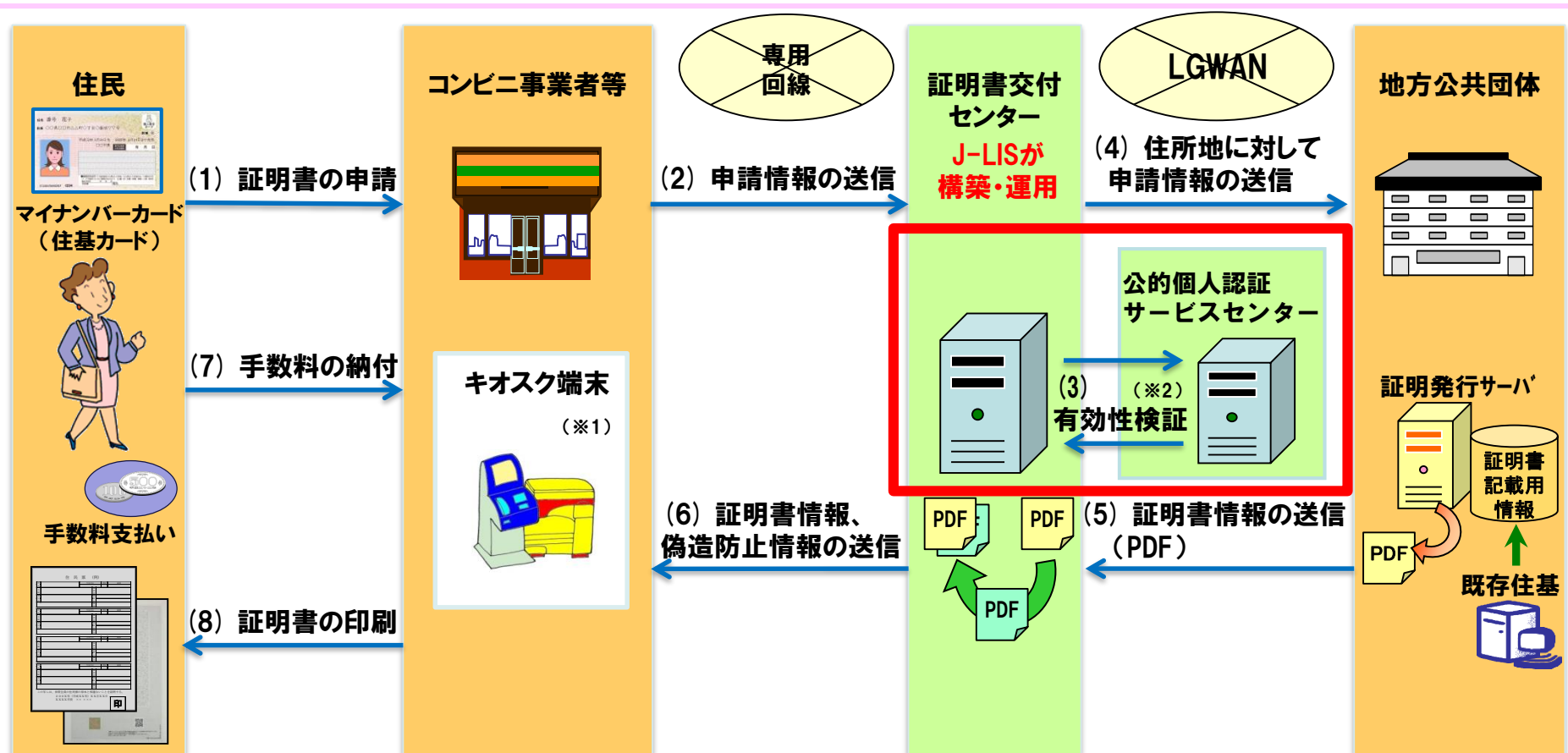


# 地方認証プラットフォーム

コンビニ交付の基盤を活用して、LGWANを介し電子証明書の有効性検証等を行える認証基盤を「地方認証プラットフォーム」と呼んでいます。

コンビニ交付参加団体は、この地方認証プラットフォームを活用した以下のサービスのツール(ソフトウェア)を無償で入手し、迅速かつ安価に導入することが出来ます。

- ☑ らくらく窓口証明書交付サービス(窓口申請ツール)
- ☑ ぴったりサービス電子申請接続サービス



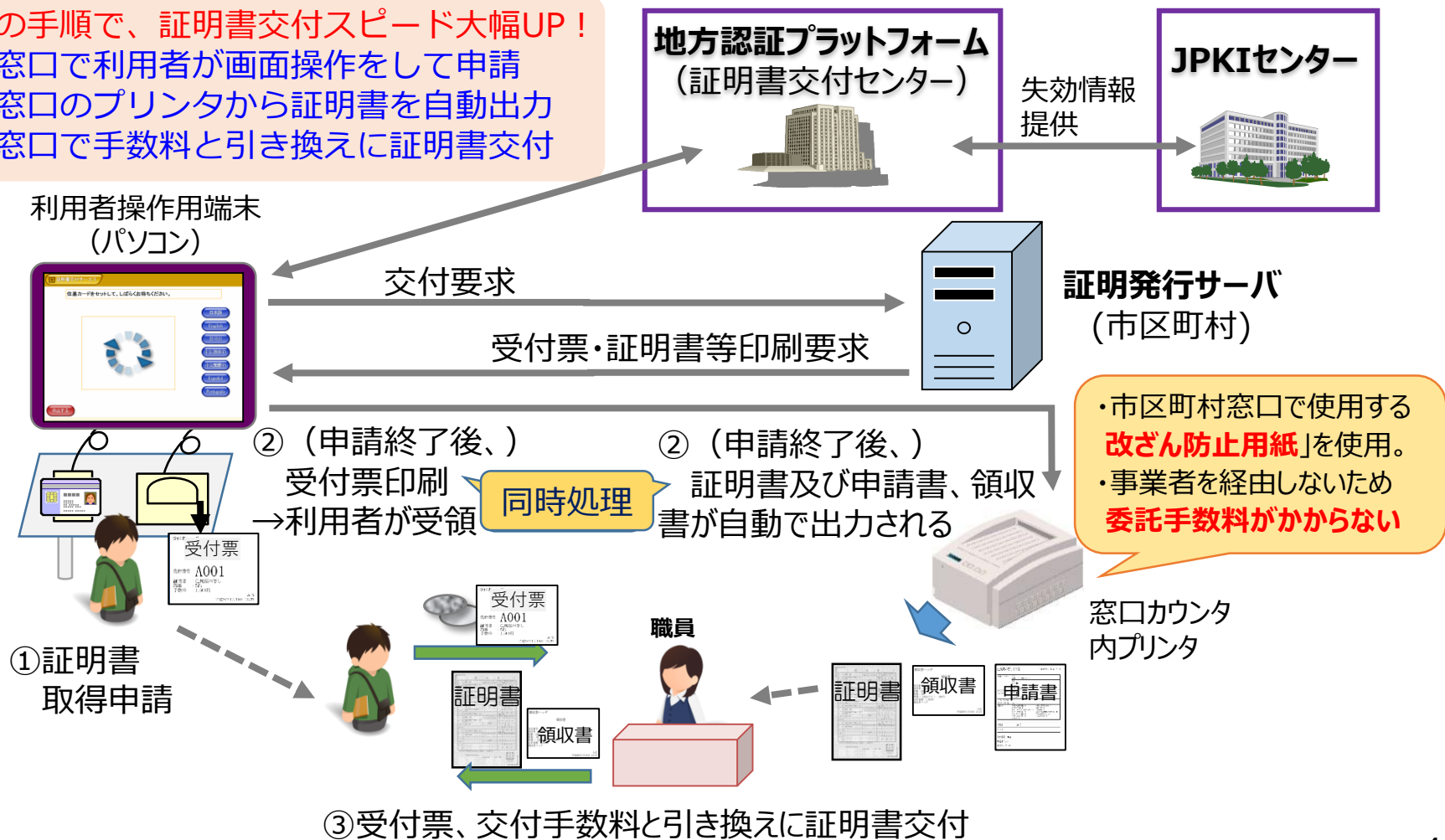
# 地方認証プラットフォーム

## らくらく窓口証明書交付サービス～窓口でもコンビニ交付の画面操作で証明書交付～

窓口で利用者がコンビニ交付と同じ画面を操作することで、証明書を自動作成するサービスです。利用者をお待たせすることなく、証明書交付作業が円滑に行えます。

3つの手順で、証明書交付スピード大幅UP!

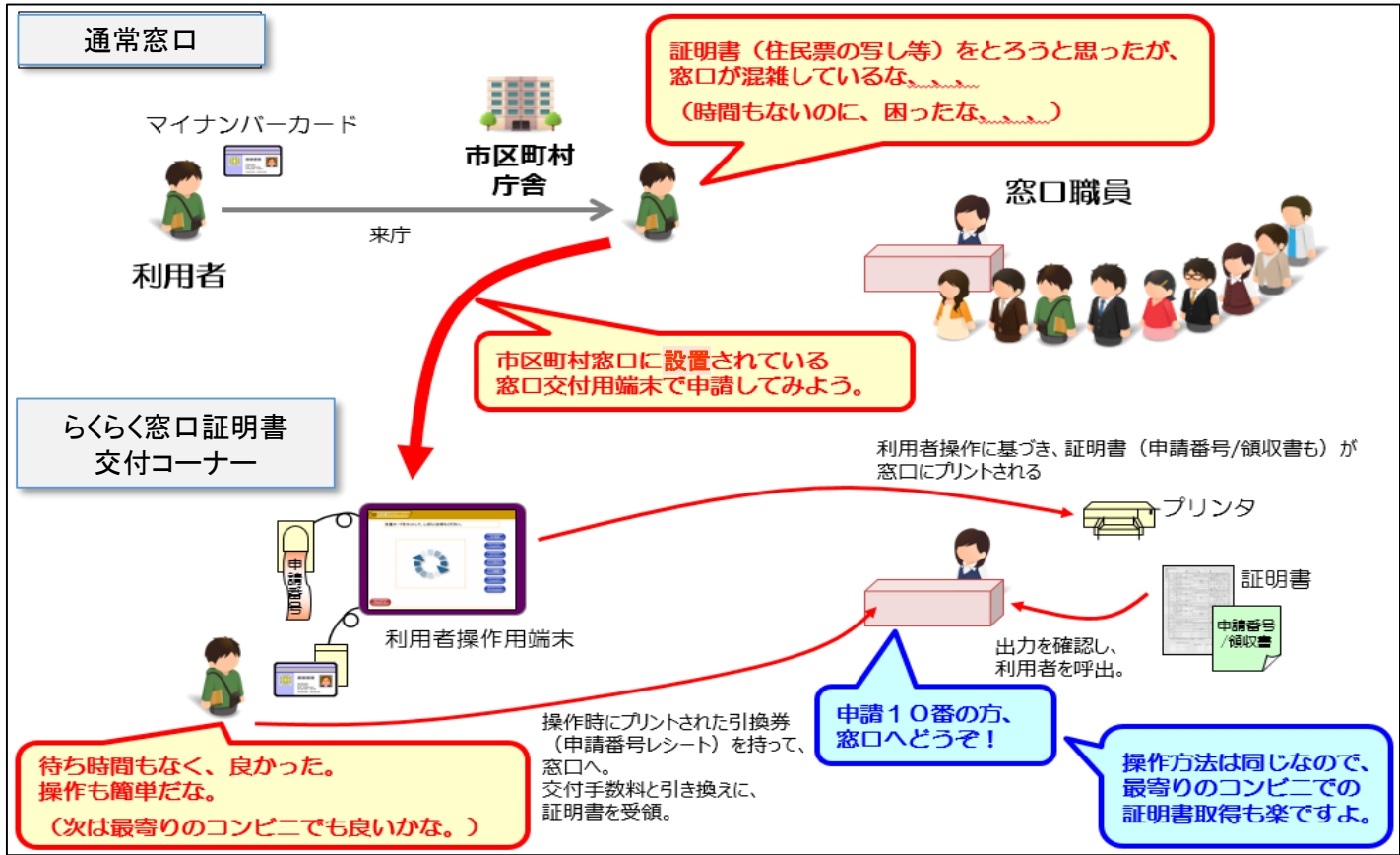
- 1) 窓口で利用者が画面操作をして申請
- 2) 窓口のプリンタから証明書を自動出力
- 3) 窓口で手数料と引き換えに証明書交付



# らくらく窓口証明書交付サービス導入後の窓口利用イメージ

通常の窓口と併用すると、利用者の利便性向上及び職員の負担軽減を図ることが期待できます。

利用イメージ

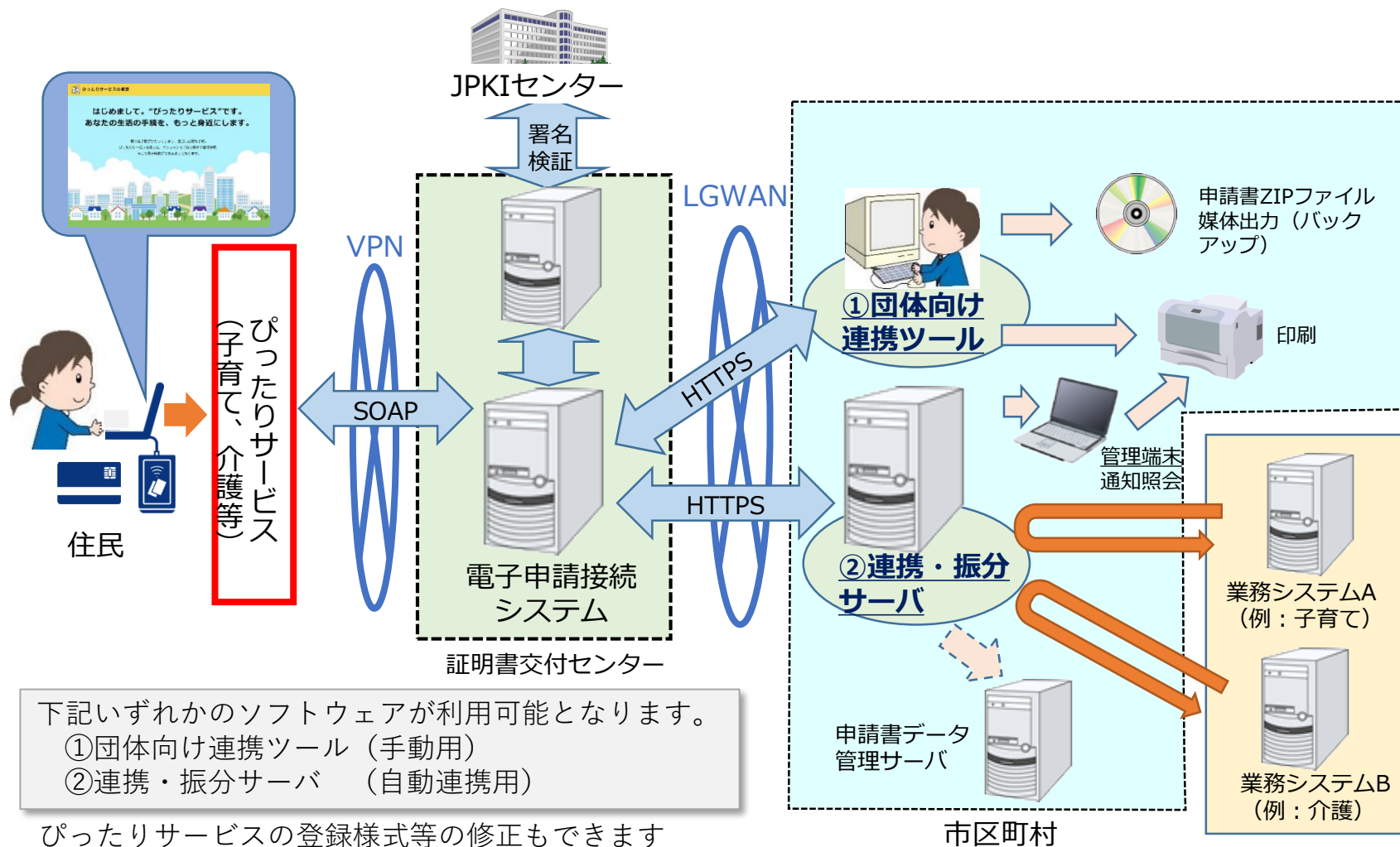


	窓口証明書交付サービスコーナー	通常の窓口
利用方法	利用者自ら操作し、簡単な証明書交付	対面による証明書交付
証明書交付時間	5分程度	10分～数十分
ポイント	コンビニ交付と同じ画面で操作に慣れながら利用してもらえる。 →次回以降、店舗でのコンビニ交付利用を促す効果も期待できる。	利用者個々の状況を伺いながら、住民に寄り添った証明書交付が可能

# 地方認証プラットフォーム

## ぴったりサービス電子申請接続サービス～子育て、介護等のオンライン申請受付が可能～

マイナポータルのぴったりサービスを使った電子申請を市区町村が受け取るためのサービスです。コンビニ交付の基盤を活用して、安価に導入・運用できます。



下記いずれかのソフトウェアが利用可能となります。

- ① 団体向け連携ツール (手動用)
- ② 連携・振分サーバ (自動連携用)

ぴったりサービスの登録様式等の修正もできます

# 住民向けコンビニ交付ポータルサイト

## コンビニ交付ポータルサイトでは

住民の皆様にご利用いただくために、操作方法や利用できる市町村の検索などの最新情報を毎月更新してご提供しています。

住民の皆様にご知らせいただき、ご活用ください。

コンビニエンスストア等における  
証明書等の自動交付

コンビニ交付

文字サイズ変更ボタン

大 中 小

### <概要>

- ・お知らせ・新着情報
- ・コンビニ交付とは

### <ご利用者向け>

- ・サービスご利用前に必要なこと
- ・住所地の各種証明書取得方法
- ・本籍地の戸籍証明書取得方法
- ・利用できる市区町村  
(市区町村を選択して、該当団体のサービス提供状況やメンテナンス情報等を表示します。)
- ・利用できる店舗情報
- ・よくある質問

### <証明書を受け取った方向け>

- ・受け取った証明書の確認方法
- ・よくある質問

#### コンビニ交付の利用

お知らせ・新着情報

コンビニ交付とは

サービスご利用前の準備

証明書の取得方法

本籍地の戸籍証明書取得方法

利用できる市区町村

利用できる店舗情報

よくあるご質問 (住民の方向け)

このサイトについて

#### 証明書を受け取る企業・団体等の方

受け取った証明書の確認方法

よくあるご質問 (企業・団体等の方向け)



証明書の取得方法 >



コンビニ交付とは >



利用できる市区町村 >



本籍地の戸籍証明書取得方法 >

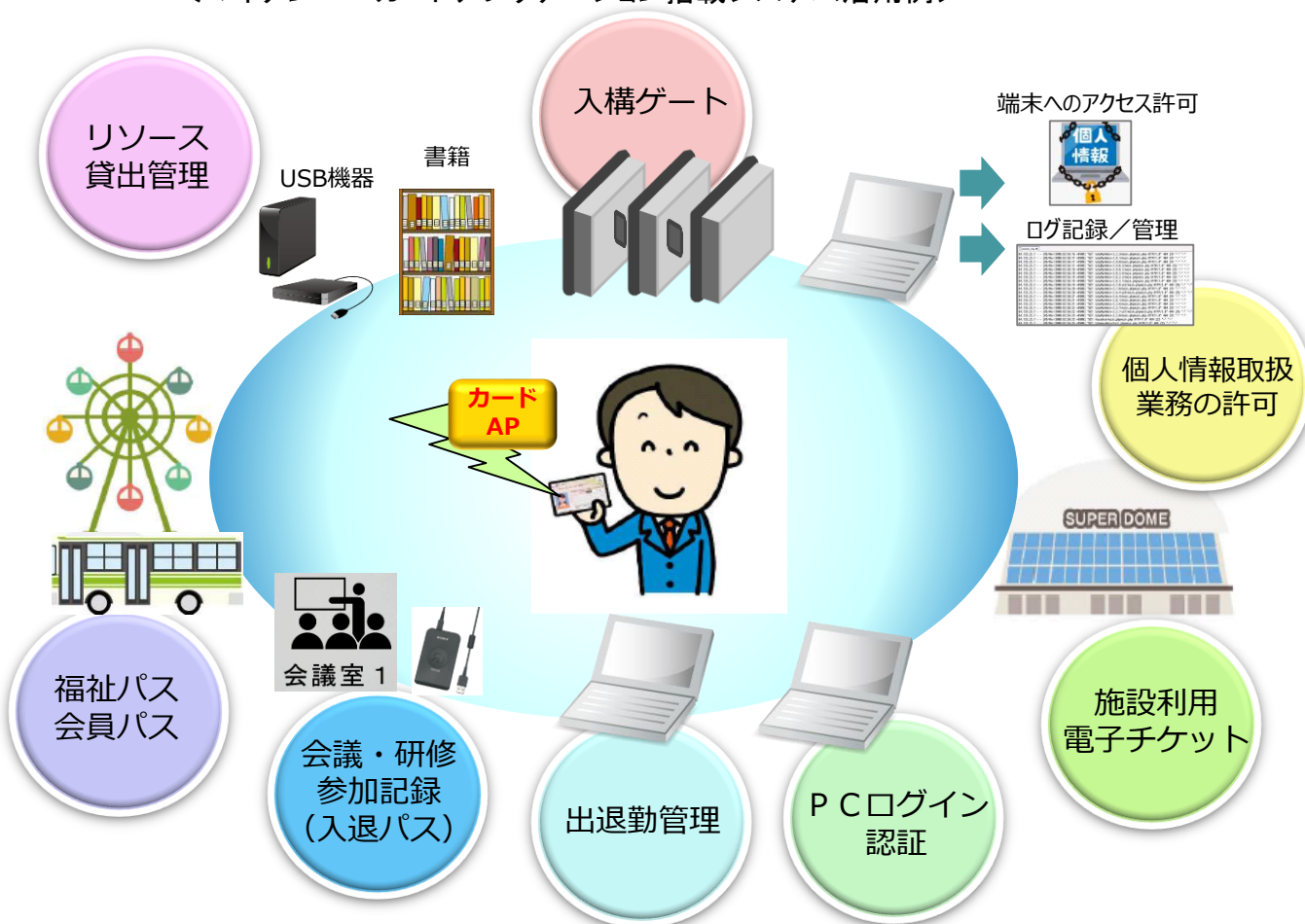
<https://www.lg-waps.go.jp/>



# マイナンバーカードアプリケーション搭載システムとは

- マイナンバーカードに地方公共団体等がカードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載するシステムです。職員や住民向けの様々なサービスを行うことができます。
- マイナンバーカードにカードAPを搭載するシステム及びカードAP内の情報を読み書きするソフトウェアはJ-LISよりご提供しており、システム経費を抑えて独自のサービスを構築できます。
- カードAPを搭載した利用者はマイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになります。

<マイナンバーカードアプリケーション搭載システム活用例>



**メリット①**  
 マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

**メリット②**  
 カードの有効期限が10年間、長期に亘り継続利用できる

**メリット③**  
 国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

**メリット④**  
 経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

**メリット⑤**  
 複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

## (まとめ) いま、なぜコンビニ交付なのか？

### <国の政策との対比>

- ・「人にやさしいデジタル化」、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現  
⇒高齢者にもわかりやすく、キオスク端末の大きな画面で簡単操作で証明書が取れる  
**非対面のため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有効！**
- ・地方公共団体情報システムの標準化  
⇒11年前から、標準インタフェースを規定し、官民(全国800超の団体と5万店以上の事業者店舗)を結んでサービスを提供
- ・住民の利便性の向上  
⇒マイナンバーカードを持っていれば、全国どこでも近くのコンビニで利用可能
- ・行政運営の効率化  
⇒住所地と本籍地が異なる方への戸籍証明書の交付、らくらく窓口証明書交付サービス等

### <団体の声から>

- ・コンビニが少ない地方の小規模市町村にメリットは無いのでは。  
⇒現在5割の団体がサービスに参加し、残りの5割の団体のうち9割は人口3万人未満の小規模団体となっています。「**自治体基盤クラウドシステム(BCL)**」で、より便利により安価にコンビニ交付+αのサービスを提供していきます。
- ・マイナンバー関連の情報連携が進んでいる状況で紙の証明書は必要ないのでは。  
⇒現在も年間1人1通以上の紙の証明書を取得している状況。提出先は、その多くが民間であるため、当面は必要と想定しています。

これからもマイナンバーカード利活用の牽引役として、コンビニ交付サービスは「いつでも、どこでも、すぐに」役立つサービスを提供してまいります。